

令和6年2月市議会 総務委員会資料

第6号議案 令和6年度長崎市一般会計予算

＜目 次＞	ページ
(令和6年度予算編成方針から)	
健全な財政基盤の確立 主な取組みと成果	3～12
令和4年度決算における収入未済の状況	13
(歳出)	
【2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費】	
1 未収金対策費（債権回収業務委託）	14～16
【2款 総務費 1項 総務管理費 6目 財産管理費】	
1 市有財産解体費	17～19
2 【単独】市有財産整備事業費 旧北大浦小学校跡地	20～22

理財部

令和6年2月

【2款 総務費 2項 徴 税 費 1目 税務総務費・2目 賦 課 費】

- 1 税務総務費事務費（包括業務委託） . . . . . 23～29
- 2 税務総務費事務費・個人住民税課税システム整備費（標準化対応） . . 30～33

【2款 総務費 2項 徴 税 費 2目 賦 課 費】

- 1 固定資産評価費（老朽危険空き家調査） . . . . . 34～41
- 2 市民税賦課費・個人住民税課税システム運営費 . . . . . 42～45  
（地方税統一QRコード対応）
- 3 宿泊税賦課費（特別徴収事務報償金） . . . . . 46～47

（歳入）

- 1 市税の状況 . . . . . 48～63
- 2 地方譲与税・交付金の状況 . . . . . 64～66

理財部

令和6年2月

# 健全な財政基盤の確立 主な取組みと成果

## • Tax

市税や使用料等の確実な確保

- 1 市税の確保
- 2 債権管理
- 3 宿泊税

## • Asset

財産の有効活用

- 4 戦略的な遊休土地売却
- 5 公共施設マネジメント
- 6 ネーミングライツ
- 7 基金の運用

## 市税や使用料等の確実な確保

### 1 市税の確保

【新市役所創造プロジェクト】  
B2 財政運営の健全化 徴収率向上に向けた取組み

所属	取組時期
収納課、資産税課、 市民税課、特別滞納整理室	毎年度

#### これまでの主な取組み

- (1) キャッシュレス納付に係る環境整備
- (2) 滞納初期への対応強化
- (3) 執行停止の強化

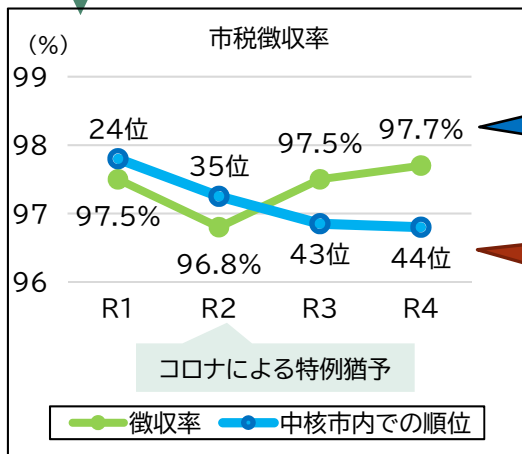


#### これからの取組み

R6予算計上

- (1) 徴収体制及び業務分担の見直し(R6.4～)  
一連の業務を一人で実施する「担当完結型」から、「分業制」へ
- (2) 包括業務委託の実施(R6.10～予定)  
市税等の徴収一元化債権に係る収納・徴収業務のうち、判断を必要としない作業的業務を委託

#### 主な成果と問題点



職員が納付折衝、財産調査、処分に  
専念できる効率的な徴収体制を整備



#### 目標

令和7年度には徴収率を1%増(5億円増)  
とし、中核市トップ10入りを目指す



# 市税や使用料等の確実な確保

Tax

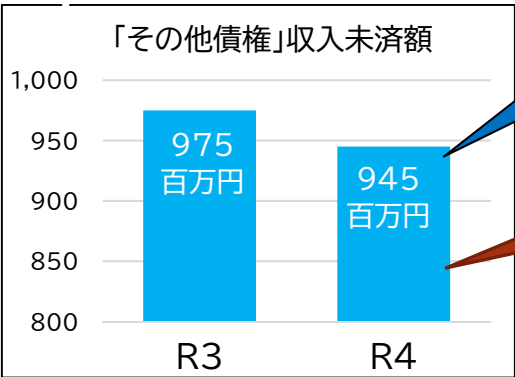
2 債権管理(債権管理条例) 【新市役所創造プロジェクト】 B2 財政運営の健全化 徴収率向上に向けた取組み	所属	取組時期
	特別滞納整理室 債権保有担当課	令和4年4月1日

## これまでの主な取組み



- (1) 組織マネジメント向上に向けた定期ヒアリング
- (2) 階層別研修の実施
- (3) 相談体制整備・法的措置の一括管理

## 主な成果と問題点



全庁の取組み成果★  
前年度比  
約3,000万円削減

- 上位3債権で  
全体の約8割を占める
- ①生活保護費過払返還金
  - ②母子父子寡婦福祉資金貸付金回収金
  - ③住宅使用料(家賃)

R4.4債権管理条例施行

## これからの取組み

R6 予算計上

- (1) 債権回収業務委託
  - ・未納者の9割以上は継続的な対応で納付につながる一方で、件数が多い債権は事務が煩雑
  - ・債権額が大きく、対象者数が多い債権のうち、催告等に反応がないものの回収業務を弁護士法人へ委託

より効率的かつ効果的な債権管理につなげる

- (2) 口座振替促進キャンペーン(R6.4月～)
  - ・キャッシュレス化推進のため、十八親和銀行と協働で、「確実」・「簡便」・「手数料が最も安価」な口座振替の促進キャンペーンを実施。

## 目標

令和6年度に「その他債権」の収入未済額を8億円台にする



※令和4年度 約9億4,500万円

3 宿泊税	所属	取組時期
	市民税課 収納課	令和5年度～

令和5年4月1日より宿泊税導入  
5月から申告納入手続開始



## 主な取組事項

### (1) 宿泊税の申告受付・周知・問い合わせ対応

- ・令和4年度から宿泊税周知のため、駅・空港・バスターミナル等にPRポスターの掲示や各施設へのリーフレット等の配布
- ・宿泊事業者等からの申告受付及び問い合わせ対応(課税免除など)

### (2) 電子申請サービスを活用した電子申告の導入

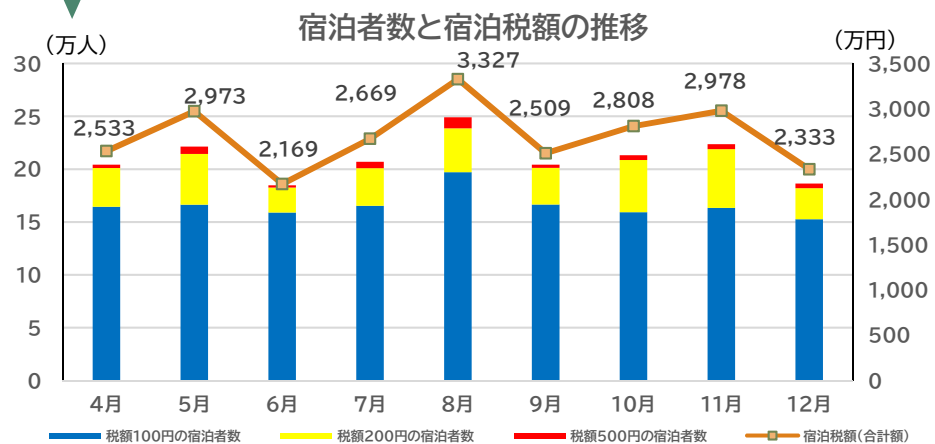
- ・宿泊事業者の54%が電子申告を利用

### (3) 宿泊事業者ヒアリングの実施

- ・制度の円滑な運用のため、宿泊税特別徴収事務の対応状況や問題等の聞き取りを実施

## 主な成果(目標)

※実績はR6.2現在  
(宿泊者数は課税対象外を除く)



	宿泊者数	宿泊税額
4～12月合計(A)	189万人	2億4,299万円
【参考】R5予算 9か月分相当(B)	181万人	3億 464万円
(A)-(B)	8万人	▲6,165万円

令和6年度当初予算  
**宿泊者数 247万人**  
**予算額 3億2,521万6千円**

	所属	取組時期
4 戦略的な遊休土地売却	資産経営室	令和3年度及び令和4年度

主な **取組事例** と **成果** について

## サウンディング手法により売却

ヴィラ・オリンピカ伊王島



地域振興に資する活用アイデア等を民間から募集



外部委員による審査を経て、売却の相手方を選定

**成果**

約0.3億円の売却益 <sup>Up!</sup>

既存のホテル(i+Land nagasaki)と一体的な活用  
 交流人口の拡大、地域経済の活性化！

## 小学校の跡地を条件付きで売却

旧小榊小学校(解体後)



戸建て住宅用の住宅地として売却

全39区画  
今春分譲予定！

**成果**

約2.8億円の売却益 <sup>Up!</sup>

市内外から地域に定住  
 定住者が増え、人口減少対策に！

今後の固定資産税収入(見込) : 約0.1億円/年

	所属	取組時期
4 戦略的な遊休土地売却	財産活用課 資産経営室	令和6年度

## 売却予定物件(一部)

建物付きでの売却を実施

玉園町市長公舎 土地 545.11㎡、建物(2階建)313.64㎡



旧馬町別館 土地 316.15㎡、建物(7階建)1763.46㎡








<b>5 公共施設マネジメント</b> 【新市役所創造プロジェクト】 B1 市民サービスの最適化 公共施設の適正配置	所属	取組時期
	資産経営室	令和3年度及び令和4年度

主な **取組事例** と **成果** について

近隣の公共施設である黒崎地区公民館に集約




外海地域センター黒崎事務所      黒崎地区公民館

**成果** 約1.1億円の削減効果 ✂️ Cut!

近隣の公共施設である池島開発総合センターに集約

外海地域センター池島事務所      池島開発総合センター

**成果** 約0.7億円の削減効果 ✂️ Cut!

利便性の高い場所にある廃止された銀行に移転

東総合事務所      旧銀行






**成果** 約1.0億円の削減効果 ✂️ Cut!

これまでの公共施設マネジメントの削減効果額(平成27年度～)

**約190億円**

5 公共施設マネジメント 【新市役所創造プロジェクト】 B1 市民サービスの最適化 公共施設の適正配置	所属	取組時期
	財産活用課 資産経営室	令和6年度～

## 今後の取り組みについて

外海公民館と外海地域センターを複合化し、旧神浦中学校の跡地に新設

旧神浦中学校



解体

旧神浦中学校跡地

外海公民館【築53年】



施設が老朽化

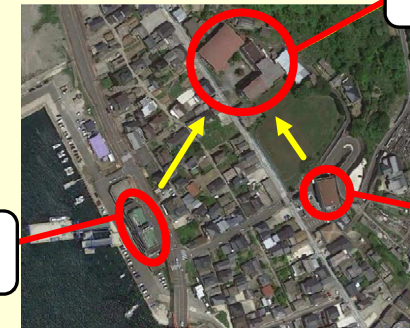
複合化  
新設

外海地域センター【築30年】



立地的に公共施設や  
避難所としてなじまない  
県所有地のため調整が必要  
路線バスの運行がない

【位置図】



旧神浦  
中学校

外海  
地域センター

外海  
公民館

- 建物解体(令和7年度予定)後の跡地に複合施設を新設予定
- 令和6年度は解体に必要なアスベスト調査を実施

<b>6 ネーミングライツ（所管事項説明）</b> <b>【新市役所創造プロジェクト】</b> <b>B1 市民サービスの最適化 施設等を活用した財源確保策</b>	所属	取組時期
	資産経営室	令和4年度～

## 取組事項

### (1) 長崎市ネーミングライツ導入基本方針の策定

・令和4年4月20日策定

### (2) 公募状況

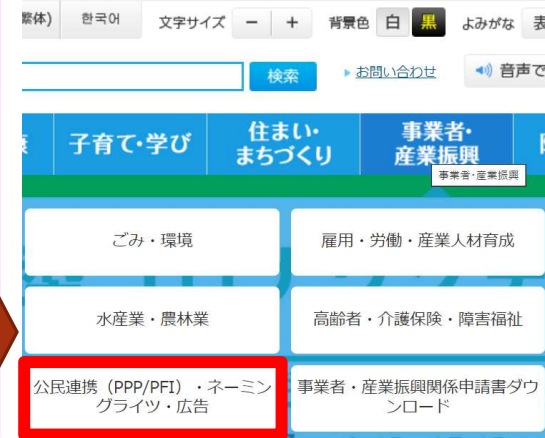
・令和4年11月25日より公募開始

### (3) ホームページのリニューアル

・令和5年11月



## ホームページのリニューアル内容



探しやすく！  
見やすく！



### ネーミングライツパートナー募集!

- 企業名や商品名を市有施設の愛称にできます! -

ネーミングライツとは	ネーミングライツパートナーのメリット
長崎市と民間事業者との契約により、民間事業者は市有施設に愛称を付与し、長崎市は民間事業者からその対価を得る。行政と民間事業者との連携手法の一つです。	① 企業名・商品名などをPRすることができます。 ② ネーミングライツの対価により、施設等の維持管理や運営が充実され地域貢献につながります。

## 成果

### ★ネーミングライツ導入施設が決定!

- ① かきどまり野球場
- ② 長崎市総合運動公園
- ③ 長崎ブリックホール
- ④ 長崎市恐竜博物館

	所属	取組時期
7 基金の運用	財産活用課	令和2年度～

## 主な取組事項

### (1) 主な運用手段の見直し

・譲渡性預金から債券運用へ

### (2) 運用方法の見直し

・基金ごとの個別運用から基金全体での一括運用へ

### (3) 購入可能債券の種類増加

・財政投融资機関債、社債を追加

### (4) 償還期間の見直し

・10年から30年以内へ

### (5) 債券保有目的の見直し

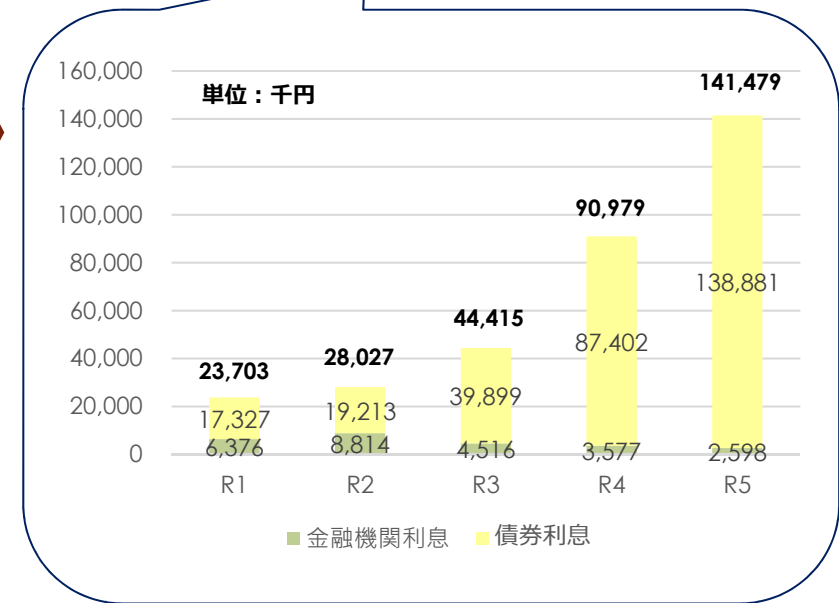
・満期保有から売買目的へ

## 主な成果(目標)

※令和5年度は  
R5.12月現在の見込額

### 運用利益の増

**117,776千円UP** ※R元年度比



## 令和4年度決算における収入未済の状況

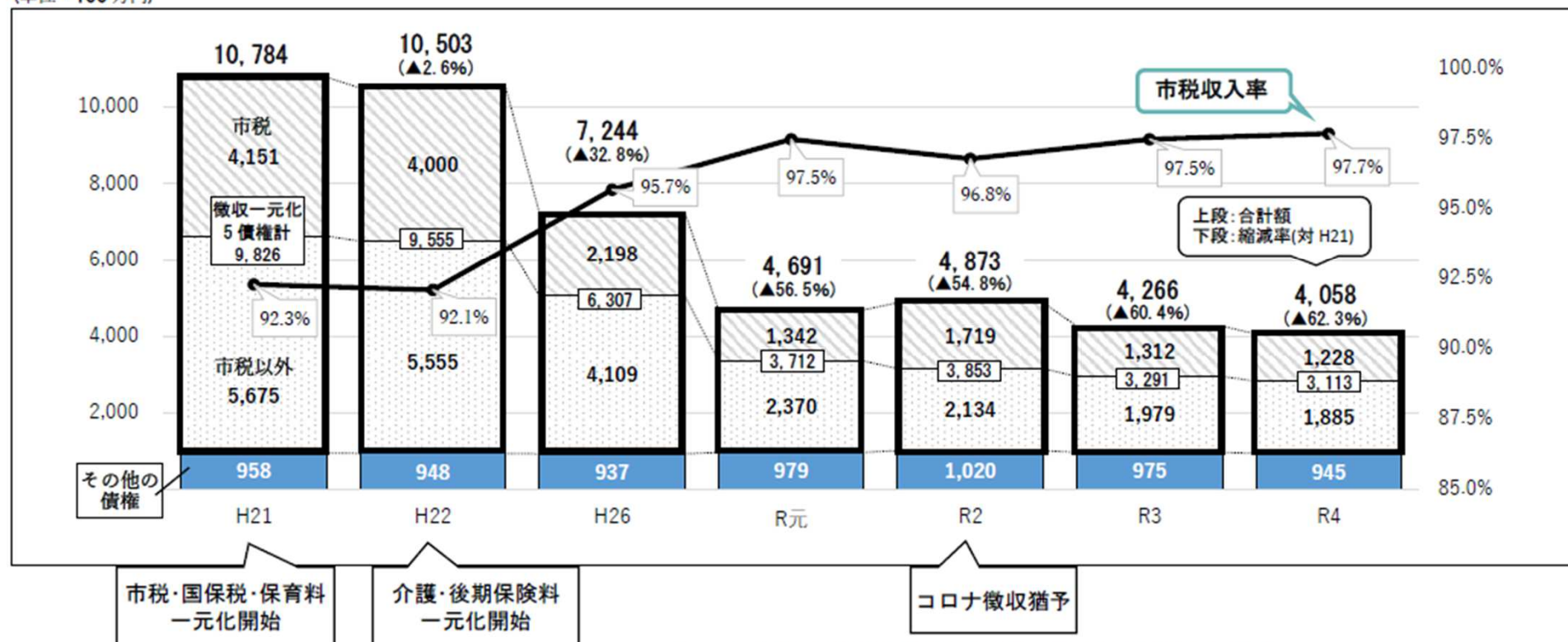
### 1 収入未済額の推移

令和4年度の収入未済額は約40億5,800万円で、令和3年度の約42億6,600万円と比較すると、約2億800万円削減されている。

徴収一元化5債権については、平成21年度以降、徴収対策の強化を継続して行っていることから約1/3に縮減されている。

その他の債権については、令和4年度の債権管理条例施行後、全庁的な債権管理の適正化を図る取組みを進め、約3,000万円削減されている。

(単位：100万円)



※ 一般会計及び特別会計の額を記載。公営企業会計は含まない。

※ 徴収一元化5債権：市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料

※ 「その他の債権」の額には、稲佐山公園特定収入（指定管理納付金）を含まない。

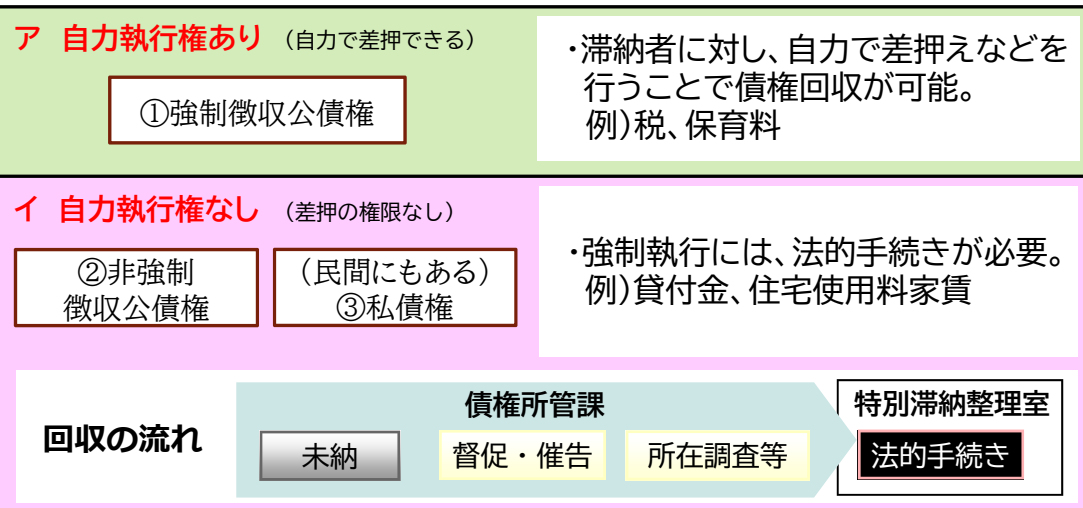
予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
108~109	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	4-6	未収金対策費 (債権回収業務委託)	千円 8,976

## 1 概要

### (1) 目的

市が自力で差押え等ができない「非強制徴収公債権・私債権」のうち、催告等を行ってもなお反応がない債権について、個別催告や訪問調査等の回収業務を弁護士法人に委託することで、より効率的かつ効果的な債権管理につなげるもの。

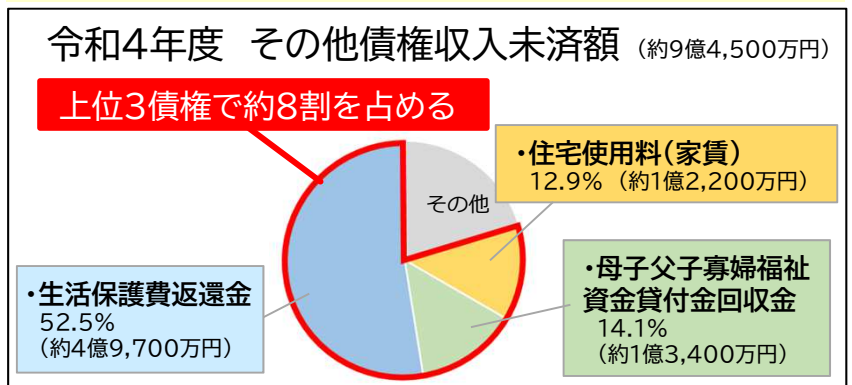
### (2) 債権回収の流れ



### (3) 課題



- ・個別の文書催告や電話・訪問催告を継続して行くと、90%以上が納付につながる。
- ・債権額が大きく対象者数が多い所属は、業務が煩雑であり、個別対応に多大な労力を要す。



## 2 解決手段

債権額が大きく、対象者が多い債権のうち、所管課で催告等を行ってもなお、接触が困難で回収につながりにくい債権(非強制徴収公債権及び私債権)について、法的措置を行う前に弁護士法人へ回収業務を委託し、効果的な催告事務等を行うことで、早期に効率的な債権管理(回収・緩和)を図るもの。

### (1) 委託内容

- ・連帯保証人を含め、状況に応じた催告書送付
- ・架電・訪問
- ・所在不明者及び相続人調査(第2順位まで)
- ・納付交渉、分納管理事務 など

### (2) 委託先

#### 弁護士法人

法律行為である催告や納付交渉を制限なく受託可能な者は弁護士のみ。

多様でかつ件数が多い債権を、債権数の限定なく受託可能な弁護士法人へ委託するもの。

### (3) 委託債権

「その他債権」の収入未済額のうち約8割を占める3債権

委託債権	委託対象
生活保護費過払返還金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納繰越者のうち、請求に反応がない者や計画どおり納付がない者</li> <li>※生活保護費過払返還金は保護廃止者</li> </ul>
母子父子寡婦福祉資金貸付金回収金	
住宅使用料家賃等 (駐車場使用料、修繕費負担金含む)	
合計	約136,000千円 (400件程度)

### (4) 事業費

8,976千円

◆事業費は、先行他都市を参考に以下のとおり算定

委託債権額×平均的な回収見込み率×報酬率(※)

(※)完全成功報酬率

### (5) スケジュール

令和6年度				令和7年度以降
4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	
契約	業務委託			複数年契約締結
		効果検証、委託債権拡大の検討		

### 【参考】他都市状況(中核市)

債権回収業務委託の有無(照会の回答があった60市)

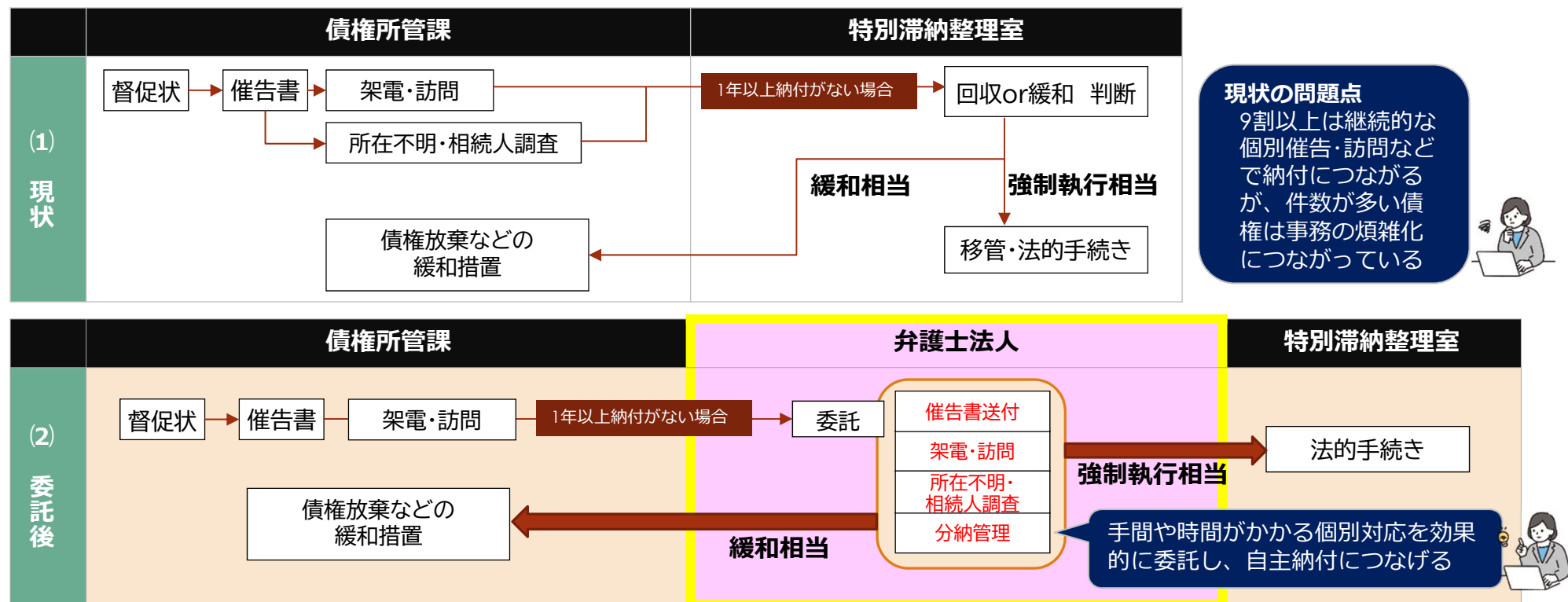
なし 35市

あり 25市 (一種類以上の債権を委託)

#### 主な委託対象債権

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金(16市)
- ・市営住宅家賃等(14市)

### 3 委託後の債権管理の流れ



効率的かつ効果的な債権管理を行うことで、令和6年度には「その他債権」の収入未済額 8億円台を目指す (令和4年度 約9億4500万円)

### 4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※1	一般財源
千円 8,976	千円 -	千円 -	千円 -	千円 2,772	千円 6,204

※1 特別会計からの徴収等事務費負担金



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
118~119	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	2-8	市有財産解体費	千円 115,612

### 1 事業の概要

公共施設マネジメント及び老朽化による建物の解体

### 2 事業内容

(1) 解体工事費 76,900千円

老朽化による解体 76,900千円  
 三重地区西部住民センター [三重地区] 76,900千円

(2) 事務費 38,712千円

ア 委託料 38,682千円  
 (ア) 設計測量等委託料(旧立神小体育館ほか解体予定施設の実施設設計) 22,000千円  
 (イ) アスベスト調査委託料(旧神浦中学校ほか) 8,500千円  
 (ウ) 備品処分等委託料 5,187千円  
 (エ) その委託料 2,995千円

イ 在勤地内旅費(池島・高島) 30千円

### 3 財源内訳

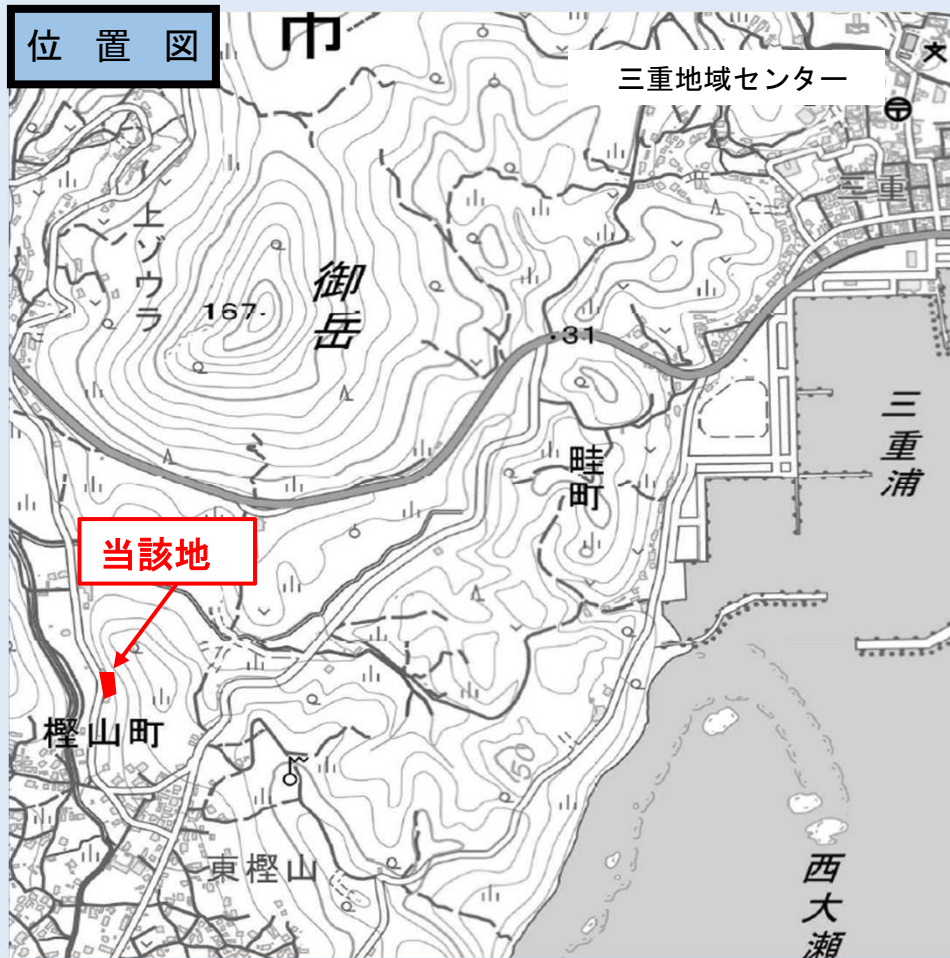
事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円 115,612	千円 -	千円 -	千円 69,200	千円 -	千円 46,412

※ 公共施設等適正管理推進事業債 (1)の解体工事費 充当率 90% 交付税措置なし

#### 4 三重地区西部住民センターの施設の概要

名称	三重地区西部住民センター
所在地	長崎市檜山町2804番地
建物構造等	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	527.65㎡
建築年月	昭和48年7月(築50年)

位置図



建物正面



建物側面



※この位置図は、国土地理院地図を使用し作成しています。

## 5 神浦地区の新たな施設の整備方針

(1) 3つの施設を統合して、新たなコミュニティ施設（地域センター機能・公民館機能）として整備・集約する。

(2) 地元自治会への説明

R5. 6. 23 外海地区連合自治会役員会

R5. 8. 21 外海地区連合自治会神浦支部会

R5. 10. 19 神浦地区まちづくり協議会等

機能見直し  
規模の適正化

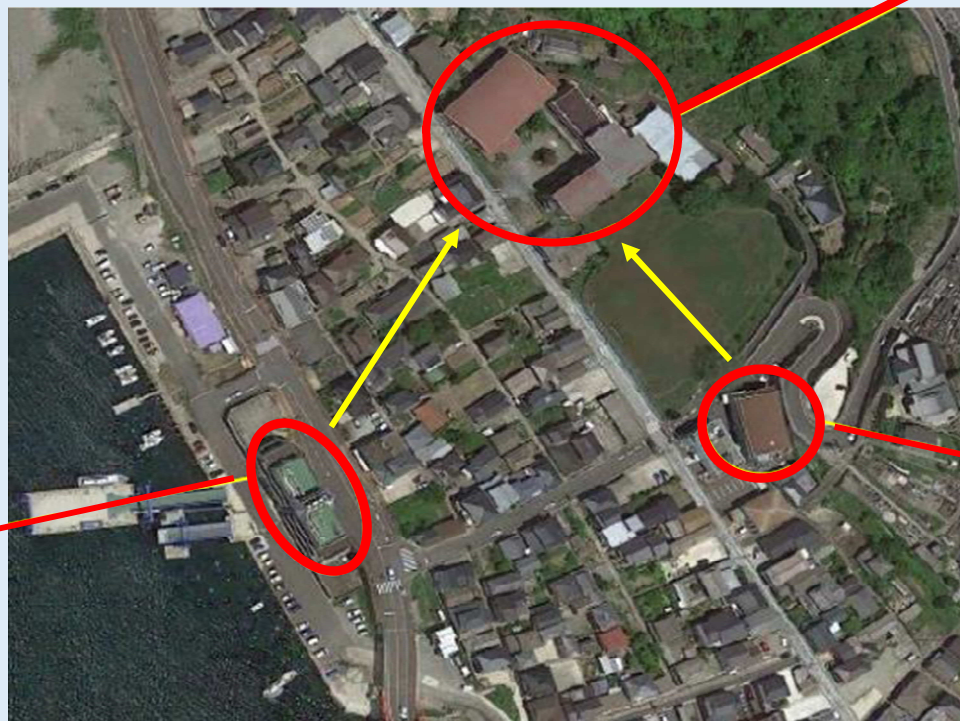


- ・ 利用者の利便性向上
- ・ 住民が集う場所
- ・ 維持管理費の削減

旧神浦中学校  
(S42年建築 築56年)  
アスベスト調査実施予定



外海ふるさと交流センター  
(H5年建築 築30年)  
※1階 外海地域センター



外海公民館  
(S45年建築 築53年)



予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
118～119	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	6-1	【単独】市有財産整備事業費 旧北大浦小学校跡地	千円 62,400

### 1 事業内容

#### ●全体計画

- ・事業箇所 旧北大浦小学校跡地
- ・事業期間 令和5年度～令和6年度
- ・事業内容 広場整備及びトイレ新設

#### ●年度ごとの事業内容

##### 【令和5年度】

測量・設計 8,300千円（9月補正）

##### 【令和6年度】

広場整備工事 45,400千円

公衆トイレ新設工事 17,000千円

### 2 スケジュール

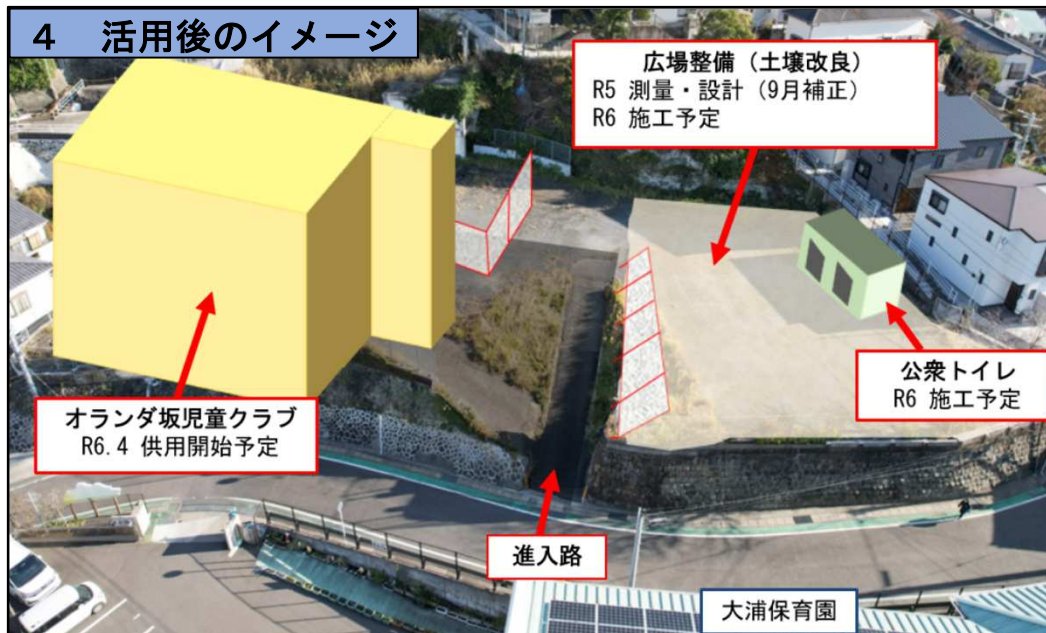
	令和5年度	令和6年度
測量・設計	→	
広場整備・トイレ新設		→

### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円 62,400	千円 -	千円 -	千円 46,800	千円 -	千円 15,600

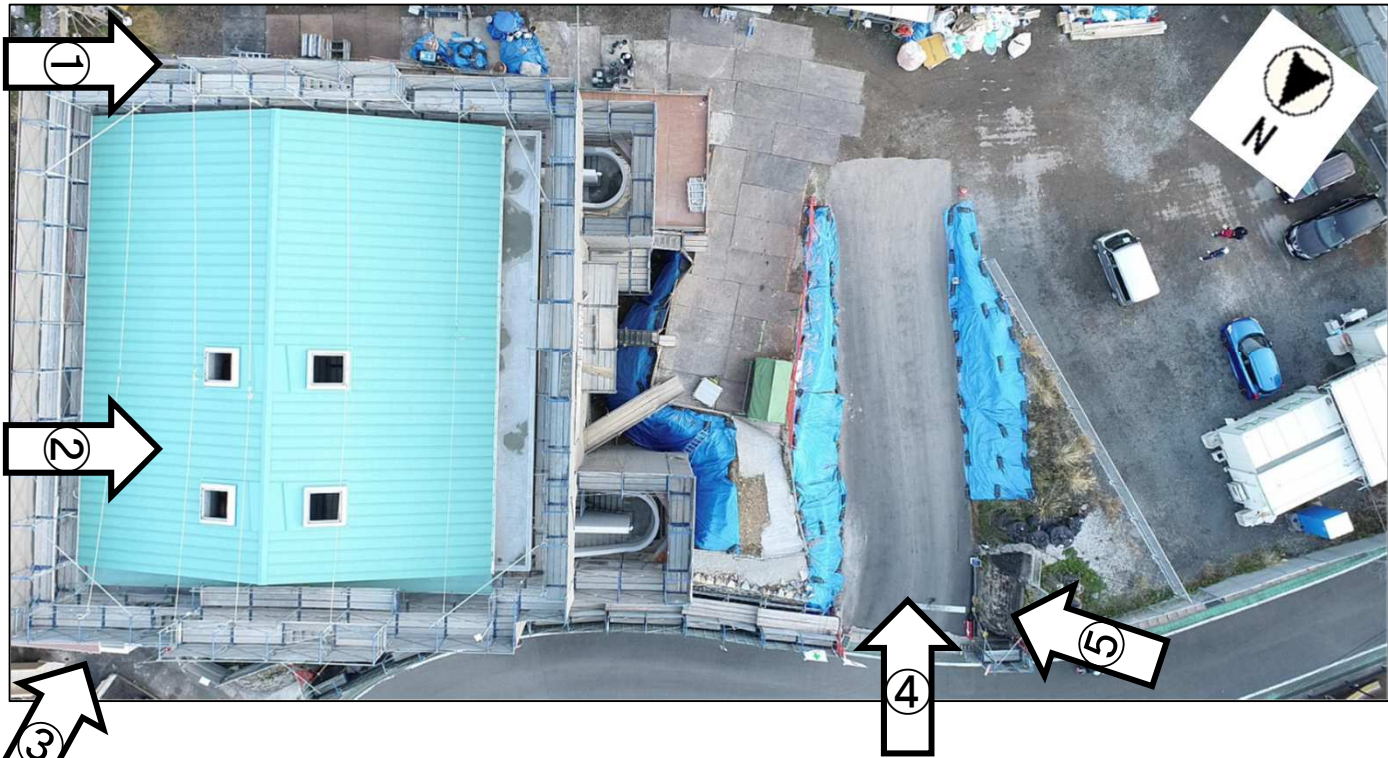
※ 起債充当率 一般単独事業債 75%（交付税措置率 -%）

### 4 活用後のイメージ



5 現況写真

※2024年1月29日時点



## 6 位置図



※この位置図は、国土地理院地図を使用し作成しています。

予算説明書					事業名 (包括業務委託)	予算額
ページ	款	項	目	番号		
138~139	2 総務費	2 徴税費	1 税務総務費	2-1	税務総務費事務費	千円 39,367
170~171	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	11-1	児童福祉総務費事務費	千円 370
					包括業務委託 合計	千円 39,737

## 1 概要

市税等の徴収一元化5債権（※）に係る徴収率向上を目指して、令和6年4月から徴収体制及び職員  
の業務分担を見直すとともに、令和6年10月（予定）から収納・徴収業務の委託化を行う。今回予算計上分

※徴収一元化5債権  
市税、国民健康保険料、介護保険料、  
後期高齢者医療保険料、保育料

## 2 現状と課題

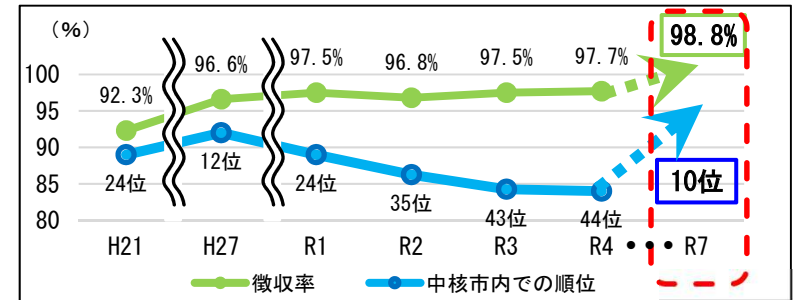
### (1) 徴収率の推移と中核市比較

徴収対策の強化による成果は出ているものの、他都市と比較するとまだ改善する余地がある

- 事例
- 千葉県柏市、愛知県一宮市、豊田市
  - 催告、窓口業務、財産調査などを包括的に委託し、職員は納付折衝や滞納処分に専念

⇒徴収率が高い自治体では、業務委託の活用や徴収事務の分業制が進んでおり、効率的・効果的な徴収業務を行うことで、徴収率の向上につなげている

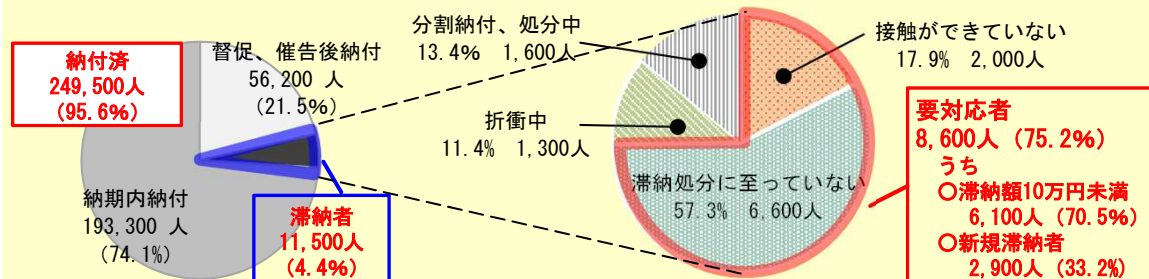
市税の徴収率と中核市内順位



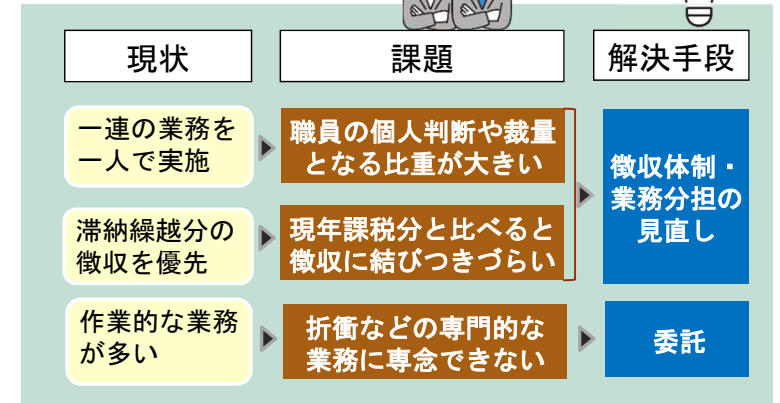
### (2) 滞納者の状況

#### ●R4課税対象者の納付状況

課税対象者約26万人のうち、  
約25万人（95.6%）は納付済



### (3) 徴収体制の課題



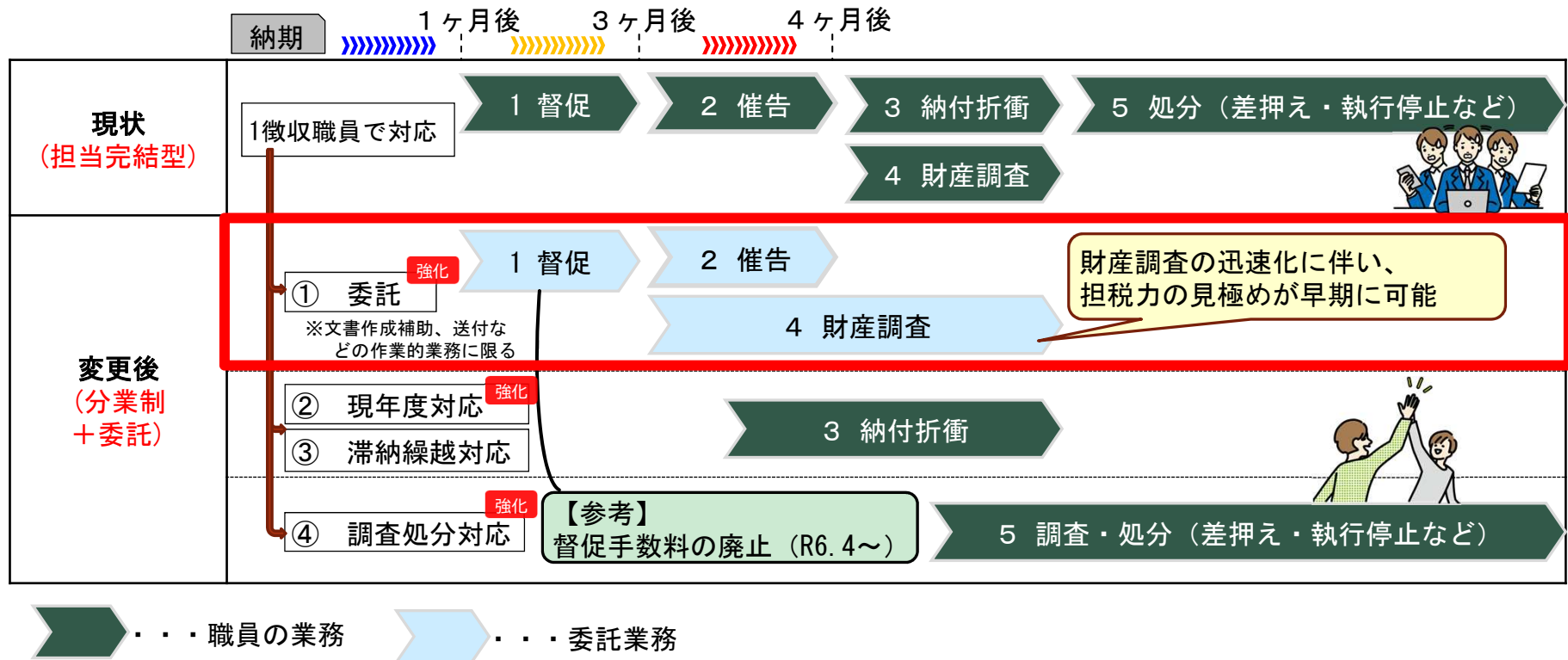
### 3 事業概要

#### (1) 徴収体制・業務分担の見直し及び包括委託の実施

ア 一連の業務を一人で実施する「担当完結型」から、「分業制」とする。(R6.4~)

イ 市税等の徴収一元化債権に係る収納・徴収業務のうち、判断を必要としない  
作業的業務を委託する。(R6.10~予定)

職員が専門的知識のもと進める業務に専念  
できる効率的な徴収体制を整備する。



これらの取組みにより、令和7年度決算時には徴収率1%増 (税込5億円増) とし、中核市トップ10※入りを目指す



※目標設定当時 ... 令和3年度徴収率 吹田市 98.8% (中核市10位/62市) ↑ +1%  
令和4年度徴収率 長崎市 97.7% (中核市44位/62市)



### 3 事業概要

#### (2) 契約概要

契約期間：令和6年10月1日～令和9年9月30日（3年）

契約方法：長期継続契約

#### (3) 総事業費内訳

##### ア 項目別

（単位：千円）

項目	業務内容	積算	事業費
事務補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>督促、催告、財産調査等に係る文書作成補助</li> <li>封入・封緘、発送、納付書再発行</li> <li>受電初期対応</li> </ul>	責任者1人、 副責任者1人、 業務従事者13人 計15人	173,655
窓口業務 (R7.2～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口収納対応</li> </ul>	業務従事者3人	23,362
物件費 一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>机、椅子、パソコン、プリンター、金庫など</li> </ul>	参考見積、 市場価格等	41,408
合 計			238,425

##### イ 年度別

（単位：千円）

年度	事業費	財 源 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
令和6年度	39,737	19,169	20,568	R7.2～ 窓口含む
令和7年度	79,475	38,339	41,136	
令和8年度	79,475	38,339	41,136	
令和9年度	39,738	19,169	20,569	
総 計	238,425	115,016	123,409	

#### (4) 包括委託導入前後における職員数の比較（見込み）

（単位：人）

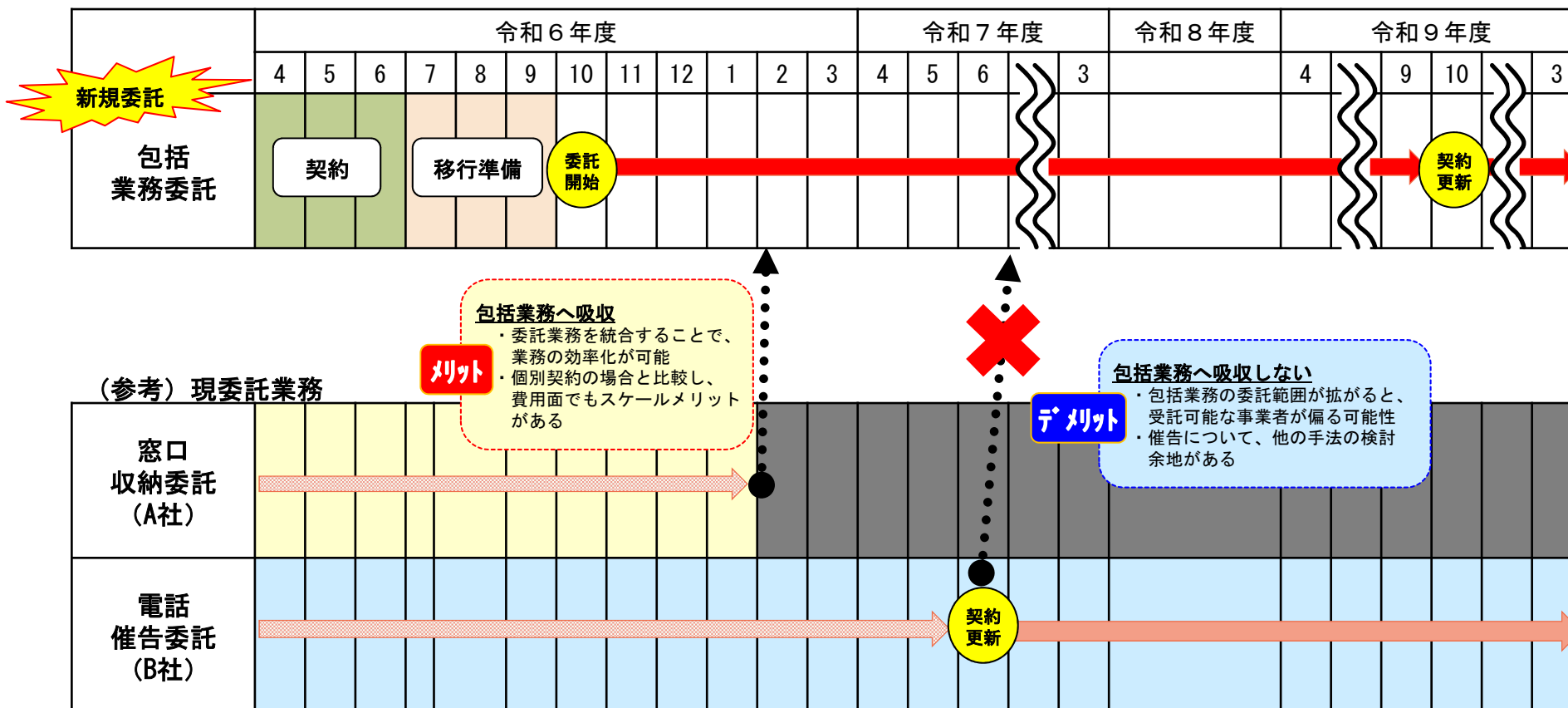
職員区分	R5.4.1	R6.4.1 ①	R6.10.1 (包括委託導入時)	R7.4.1 ②	減員数 ②-①
正規職員	46	48	45	41	▲7
再任用 会計年度任用職員	19	19	19	14	▲5
合計	65	67	64	55	▲12

## 4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※1	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
39,737	—	—	—	19,169	20,568

※1 特別会計からの徴収等事務費負担金

## 5 スケジュール



# 市税の現状について

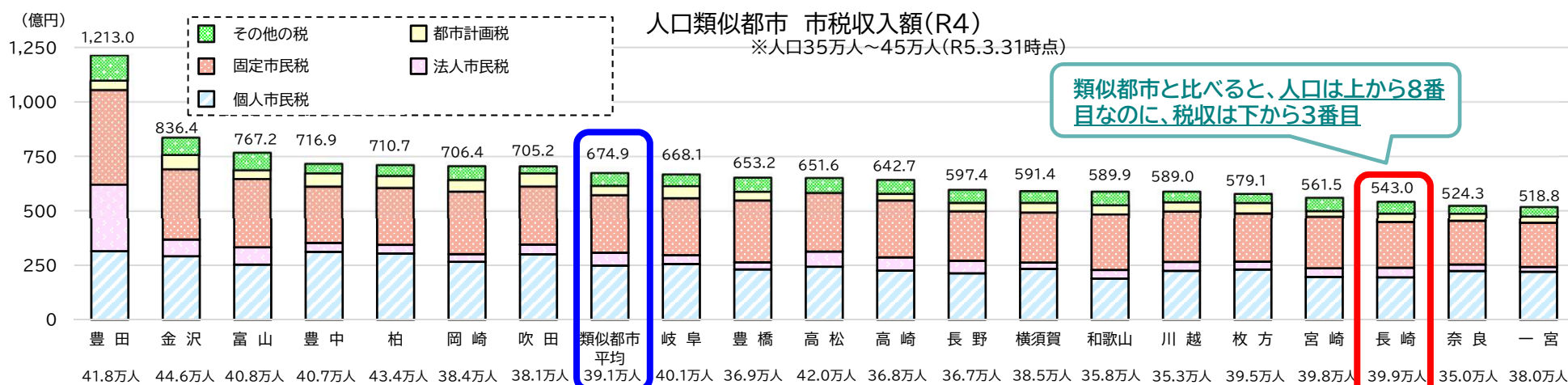
## 1 はじめに

市税は、教育、福祉、道の整備など、私たちの生活に直結したさまざまな事業を進めるために使われています。令和4年度に市に納付された市税は543億円で、市の歳入全体(2,382億円)の22.8%を占める貴重な財源となっていますが、今後、人口減少や高齢化の影響により市税収入は減少していくことが見込まれます。

こうしたことから、市では、令和5年度から宿泊税を導入するなど、新たな財源の確保に取り組んでいます。また、納期内にきちんと納めている人との公平性を確保するため、法に基づき滞納処分を行うなど滞納額の縮減に努めています。

## 2 現状

### (1) 他の自治体と比べて税収って多い？少ない？



### ●なぜ税収が少ないの？

#### 個人市民税

- ・税の対象者が平均より約9千人少ない
- ・給与所得者数が平均より少ない (15番目/20市)
- ・給与収入0～300万円の階層の割合が平均よりも多い



#### 固定資産税

宅地面積が平均より狭く、  
家屋の床面積も小さい



他の類似都市と比べ、条件が不利であるからこそ・・・

### ひとりひとりの確実な納付が重要です

- ・納期内納付にご協力ください
- ・スマホ決済アプリ、コンビニなど、さまざまな納付方法に対応しています
- ・悪質な滞納者へは、より厳正な処分を検討し、毅然とした態度で滞納処分を進めていきます
- ・事情により納付が困難な場合は必ず相談してください



※「滞納処分」とは、市税を納付していただけない場合などに、法に基づき財産の差押えを行い、公売などをして、市税に充てることをいいます

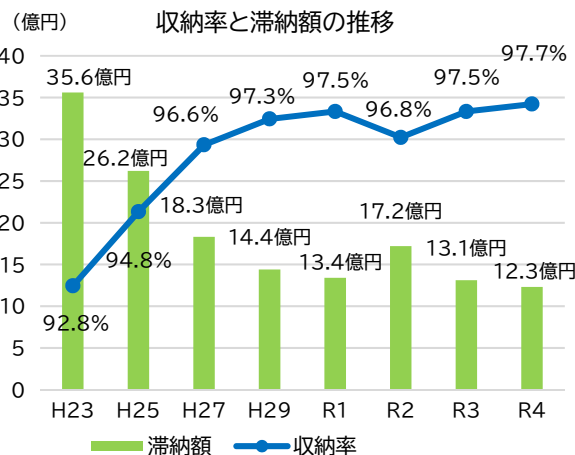
# 市税の現状について

## 2 現状

### (2) 収納率ってどのくらいなの？

※「収納率」とは、納税されるべき額のうち、実際に納付された額の割合のことをいいます

※「滞納」とは、納税者が納期限までに市税を納付していないため、督促状が送られた状態のことをいいます



**収納率は上がっています**  
H23と比べると**4.9ポイント増**  
これは税収に換算すると**25億円分**

**それでも**  
収納率を中核市で比較すると..  
**44位/62市** (R4決算)

**滞納額は減っています**  
収納率アップに伴い年々減少し、  
H23と比べると**1/3に縮減**

**それでも**  
**12.3億円**は滞納のまま..

**収納率をもっと上げることで、滞納額を減らしたい!**

### (3) どうやって収納率を上げていくの？

**R4課税対象者の納付状況を分析**

- 納期内納付: 193,300人 (74.1%)
- 督促、催告後納付: 56,200人 (21.5%)
- 滞納者: 11,500人 (4.4%)

**ほとんどの方(全体の75%)に納期内に納付いただいています**  
ご協力ありがとうございます!

**納付されてはいますが...**  
督促、催告にも**人とお金が必要です**  
これらがすべて納期内納付となれば、郵送料など約3千万円縮減となります

**滞納者はわずか(全体の4.4%)でも、滞納額は12.3億円に**  
督促、催告をしても、**納付しない方もいます**

**「うっかり」滞納を防ぐためにも、口座振替がオススメです**

- 金融機関でのお申込み
- 市窓口(収納課)でのお申込み
- スマホ、パソコンでのお申込み

**徴収体制をさらに強化します**  
滞納処分の早期判断・早期解決につなげていきます

**これらの取組みにより収納率を上げ、増えた税収は市民サービスの向上に活用!!**

**事情により納付が困難な場合は、放置せずご相談ください**  
※納期限の延長、分割納付などが受けられる場合があります

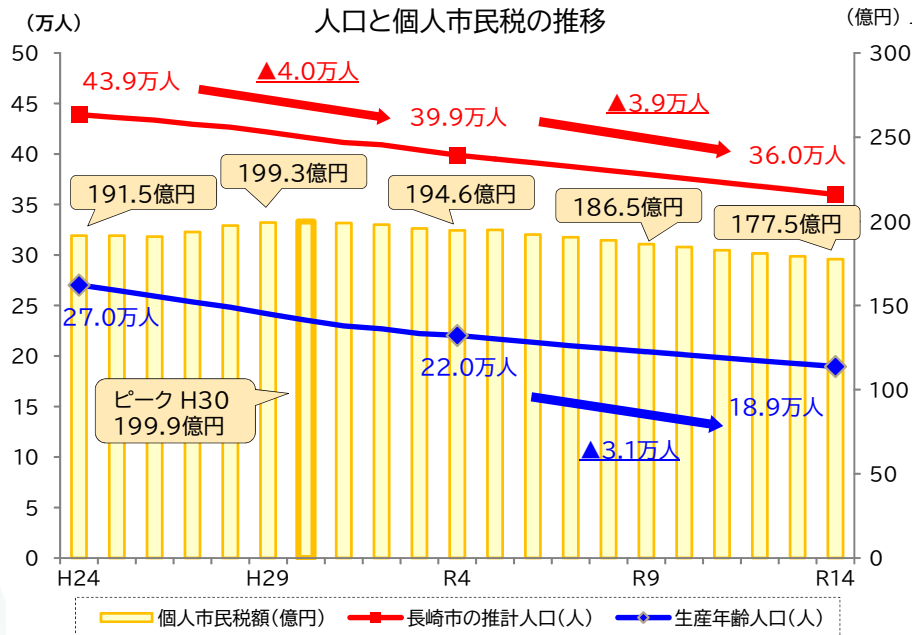
3 参考

(1) 人口減少と個人市民税への影響

個人市民税は、市民サービスの財源を、住民みんなで支え合う「地域社会の会費」のような性格を持つ大切な税です。

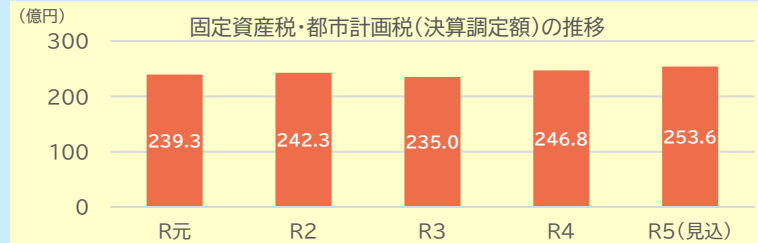
- ・長崎市人口 過去10年間 ▲4.0万人  
 今後10年間 ▲3.9万人(推計)  
 このうち生産年齢人口 ▲3.1万人
- ・個人市民税の課税額  
 平成30年度の199.9億円がピーク  
 令和14年度には177.5億円まで減少の見込み

20年で  
7.9万人減!?



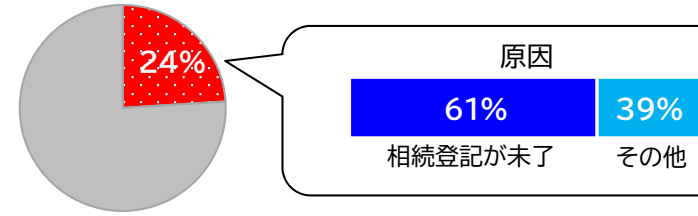
(2) 固定資産税と都市計画税

固定資産税と都市計画税は、土地や家屋などの所有者が納めるもので、景気に左右されにくく比較的安定した税です。



一方、土地の相続などの際に相続登記が行われないなどの理由で、誰が所有者なのかわからない土地が全国的に増加

全国における所有者不明土地の割合(R4国土交通省調査)



相続人を特定できず、固定資産税等の納付につながらないケースが今後増加の見込み

所有者不明土地の問題がこれ以上深刻化する前に...

・相続登記の申請をお願いします

※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます

・相続登記でご不明な点は、長崎地方法務局へご相談ください

電話:095-826-8127

HP: <https://houmukyoku.moj.go.jp/nagasaki/index.html>



予算説明書					事業名 (標準化対応)	予算額
ページ	款	項	目	番号		
138~139	2 総務費	2 徴税費	1 税務総務費	2-1	税務総務費事務費	千円 40,174
170~171	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	11-1	児童福祉総務費事務費	千円 268
					滞納整理支援システム標準化 合計	千円 40,442
140~141	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	1-6	個人住民税課税システム整備費	千円 416,120

## 1 国の動向

### (1) 背景

少子化・高齢化による人口減少時代を迎え、労働人口が減少する中でも継続して行政サービスが提供できるよう、デジタル技術を活用した生産性の向上及びこれまでの制度や組織、業務の変革等への取り組みが求められている



### (2) 現状と課題

#### 現状

自治体ごとに情報システムを個別開発・カスタマイズ

#### 課題

維持管理や制度改正時の改修で個別対応が必要となり人的・財政的負担が大きい

住民サービスを向上させる最適な取り組みを迅速に全国へ普及させることが難しい

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び基本方針

地方公共団体の主要な業務を処理する情報システムについては、令和7年度末までに標準準拠システムへ移行

## 2 本市の方針

### 長崎市情報システム標準化に係る移行計画書

#### 移行方針

- ・ 現行システムベンダが開発する標準準拠システムへ移行
- ・ 国が整備するガバメントクラウドを利用
- ・ 移行後も共通基盤を介したデータ連携を行う



令和7年度末までに、標準化対象業務に係る各情報システムを標準準拠システムに移行することで、人的・財政的負担の軽減、行政サービスの向上等につなげる

### 3 事業内容

標準化対象となっている「滞納整理支援システム」及び「個人住民税課税システム」について、標準準拠システムへの移行を行う。

(1) 滞納整理支援システム（改修期間：令和6～7年度）

徴収一元化5債権（市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料）に係る滞納情報を一元管理するもの

【経費内訳】

		事業費		事業内容
令和6年度	当初予算	12節 委託料	40,442千円	Fit&Gap分析（※1）、移行計画策定、データ抽出など
令和7年度	債務負担行為設定	12節 委託料	94,545千円	データ移行、システム環境設定、関連システムとの連携、操作マニュアル作成、職員研修など
合計			134,987千円	

※1 標準準拠システム移行の際に、パッケージが既存の業務の流れに適合（Fit）している点と、乖離（Gap）している点を明らかにすること

(2) 個人住民税課税システム（改修期間：令和5～7年度）

住民税等の課税を行うもの

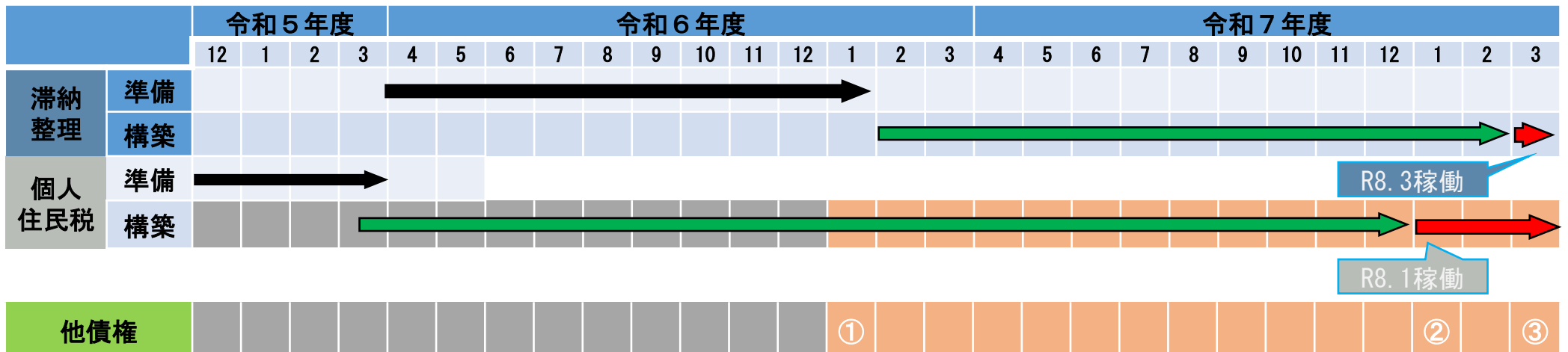
【経費内訳】 ※表は令和6年度予算のみ

節	事業費	事業内容
12節 委託料	260,493千円	個人住民税課税システム構築委託（令和5年度～令和7年度で実施）
13節 使用料及び賃借料	367千円 154,000千円	イメージファイリング等サーバ賃借料 ソフトウェア使用料（所有権長崎市取得）
17節 備品購入費	1,260千円	システム構築用パソコン購入
合計	416,120千円	



※参考	R5	350
構築委託	R6	260,493
年度内訳	R7	222,780

## 4 スケジュール



他債権 標準準拠システム稼働開始時期

①市税（市民税を除く）、国民健康保険税

②保育料、介護保険料

③後期高齢者医療保険料

## 5 財源内訳

システム名	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他（※）	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
滞納整理支援システム	40,442	—	—	—	40,442	—
個人住民税課税システム	416,120	—	—	—	260,493	155,627

※デジタル基盤改革支援補助金（補助率10/10）

個人住民税課税システムについては、構築委託に係る経費（260,493千円）が補助対象



## 自治体情報システムの標準化・共通化

### これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
  - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
  - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
  - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

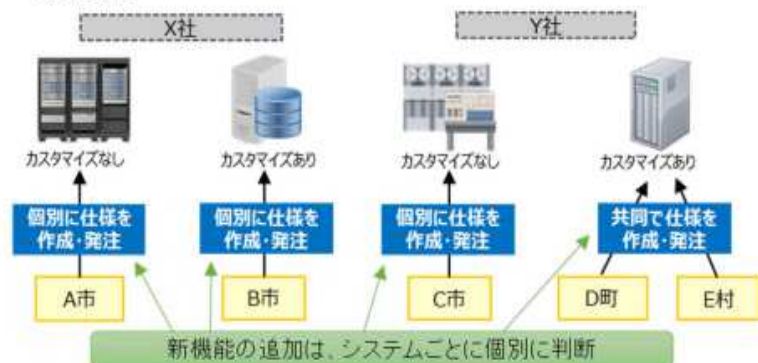
※ 20業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

### 目標・成果イメージ

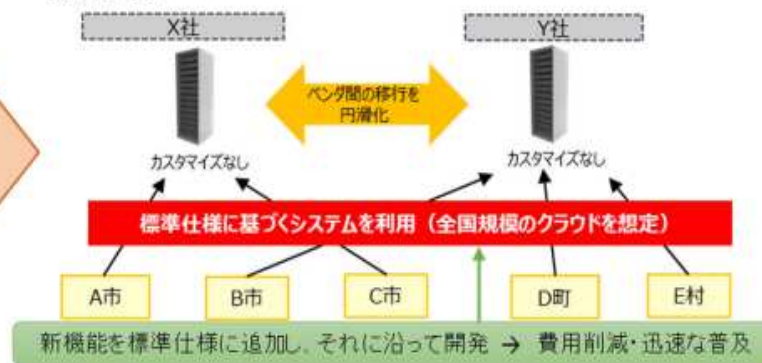
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度までに、標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

### 情報システムの標準化イメージ

#### 【標準化前】



#### 【標準化後】



予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
140~141	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	1-3	固定資産評価費 (うち老朽危険空き家調査)	千円 37,628

## 1 現状と課題

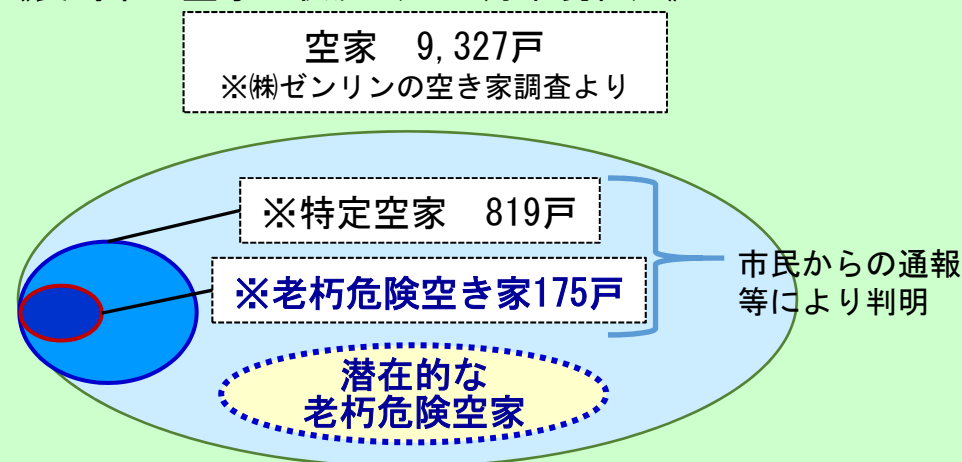
### 現状

- 空家の増加に伴い、老朽化し崩壊等の危険がある「老朽危険空き家」も多く存在している。
- 管理不全な老朽危険空き家は、経年劣化や災害時の倒壊など、近隣住民の生活環境に深刻な影響を与える。

### 課題

- ①空家の管理状態に関わらず、住宅用地特例を等しく適用しており、「税負担の公平性」が図られていない。
- ②所有者にとっては、空家の解体等に係る費用と、住宅用地特例解除に伴う固定資産税の増加が経済的負担になり、結果、「解体・除却が進まないこと」が懸念される。
- ③現在、市が把握している老朽危険空き家は、市民からの通報等により判明したものであり、それ以外にも「潜在的な老朽危険空き家」が存在している可能性がある。

### 《長崎市の空家の状況（R5.3月末現在）》



※特定空家…そのまま放置すれば倒壊等危険となるおそれのある空家  
 ※老朽危険空き家…特定空家のうち、さらに老朽度が進んだもの

### 《老朽危険空き家》

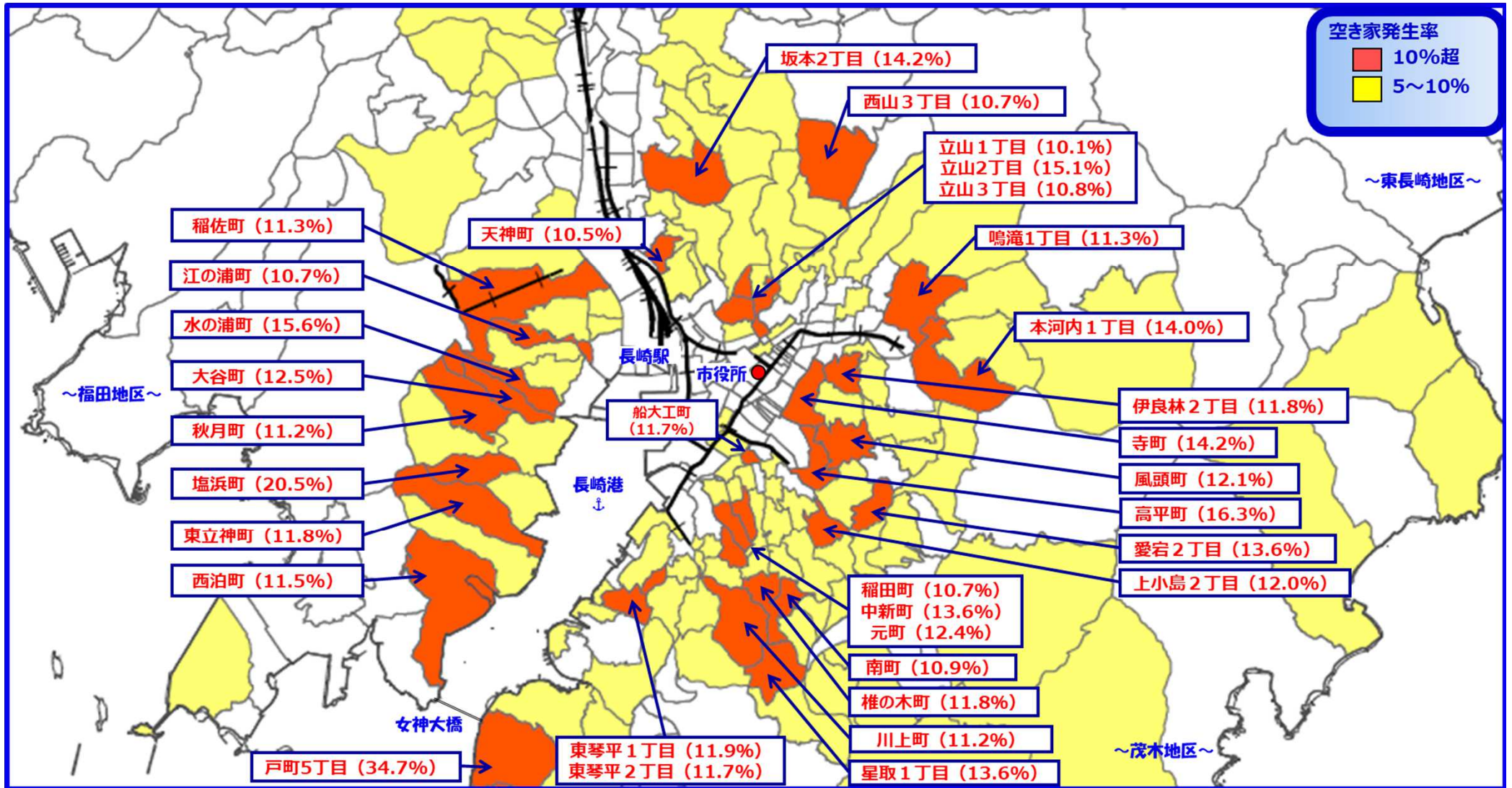


### 《老朽危険空き家等の推移》

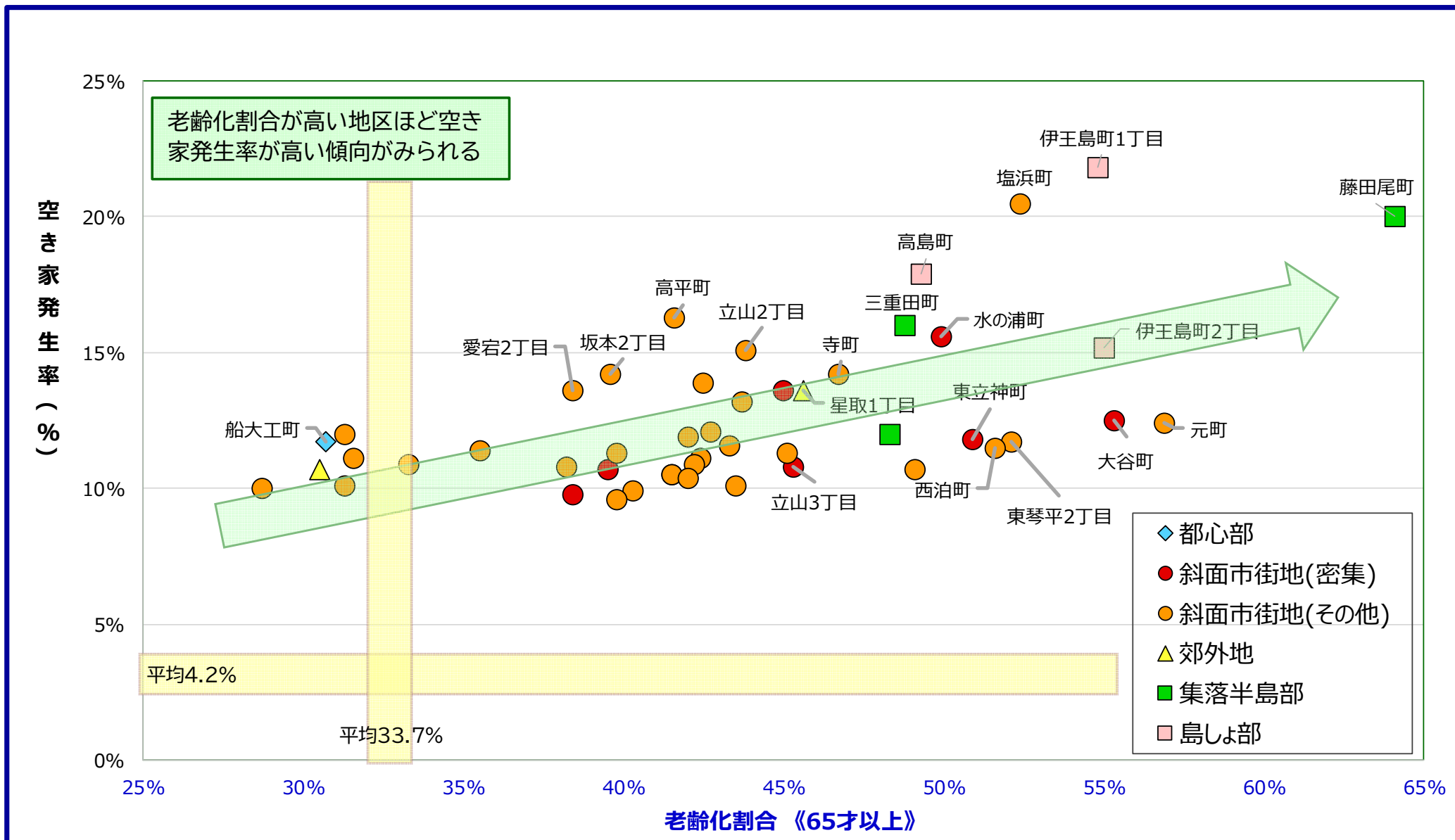
(各年度末現在)

	H30	R1	R2	R3	R4
特定空家（戸）	467	562	644	717	819
うち老朽危険空き家	139	152	165	157	175

# 長崎市内の空き家分布状況（中心部抜粋）



# 長崎市内の空き家発生率と老齢化割合 ※空き家発生率上位50町の分布図

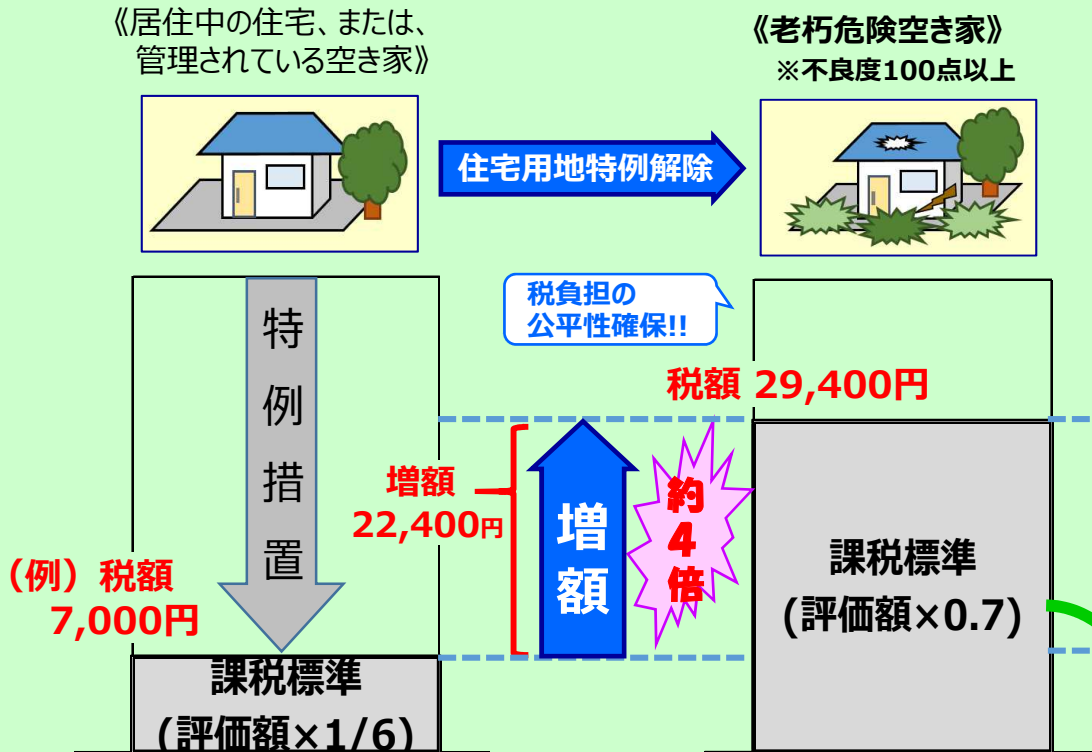


## 2 対応方針

### 方針①「税負担の公平性確保」

#### 《老朽危険空き家の住宅用地特例の解除》

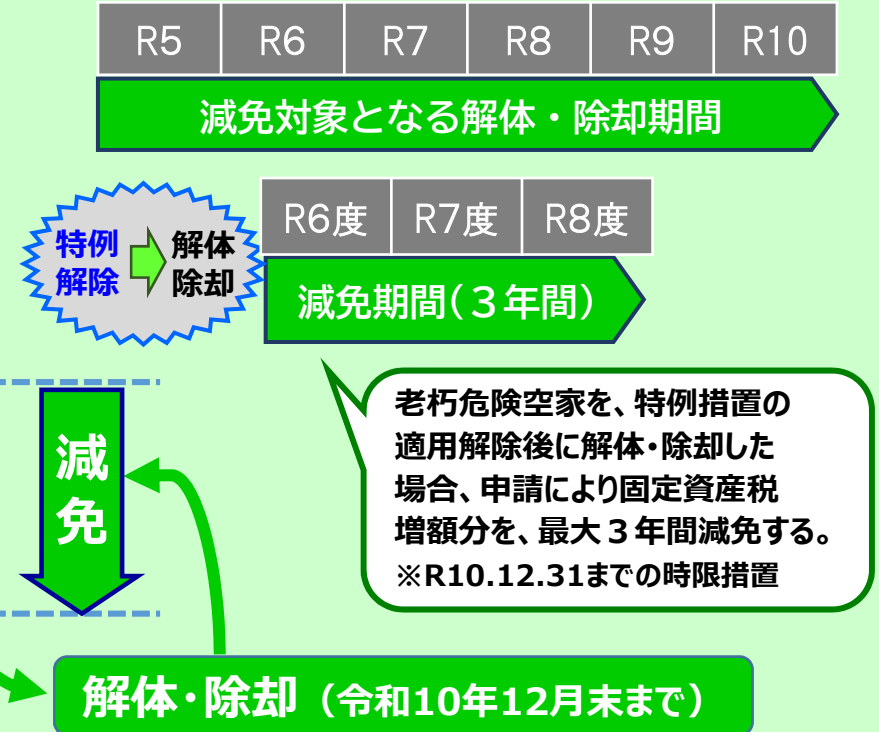
【長崎市住宅用地特例の適用に関する家屋の要件を定める条例】R5.3制定



### 方針②「老朽危険空き家の解体・除却の促進」

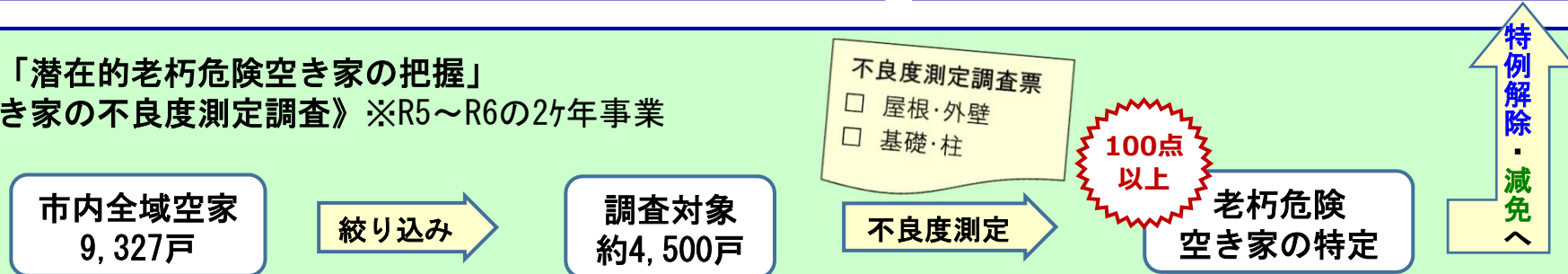
#### 《減免制度の導入》

【長崎市老朽危険空き家等を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税の減免に関する条例】R5.3制定

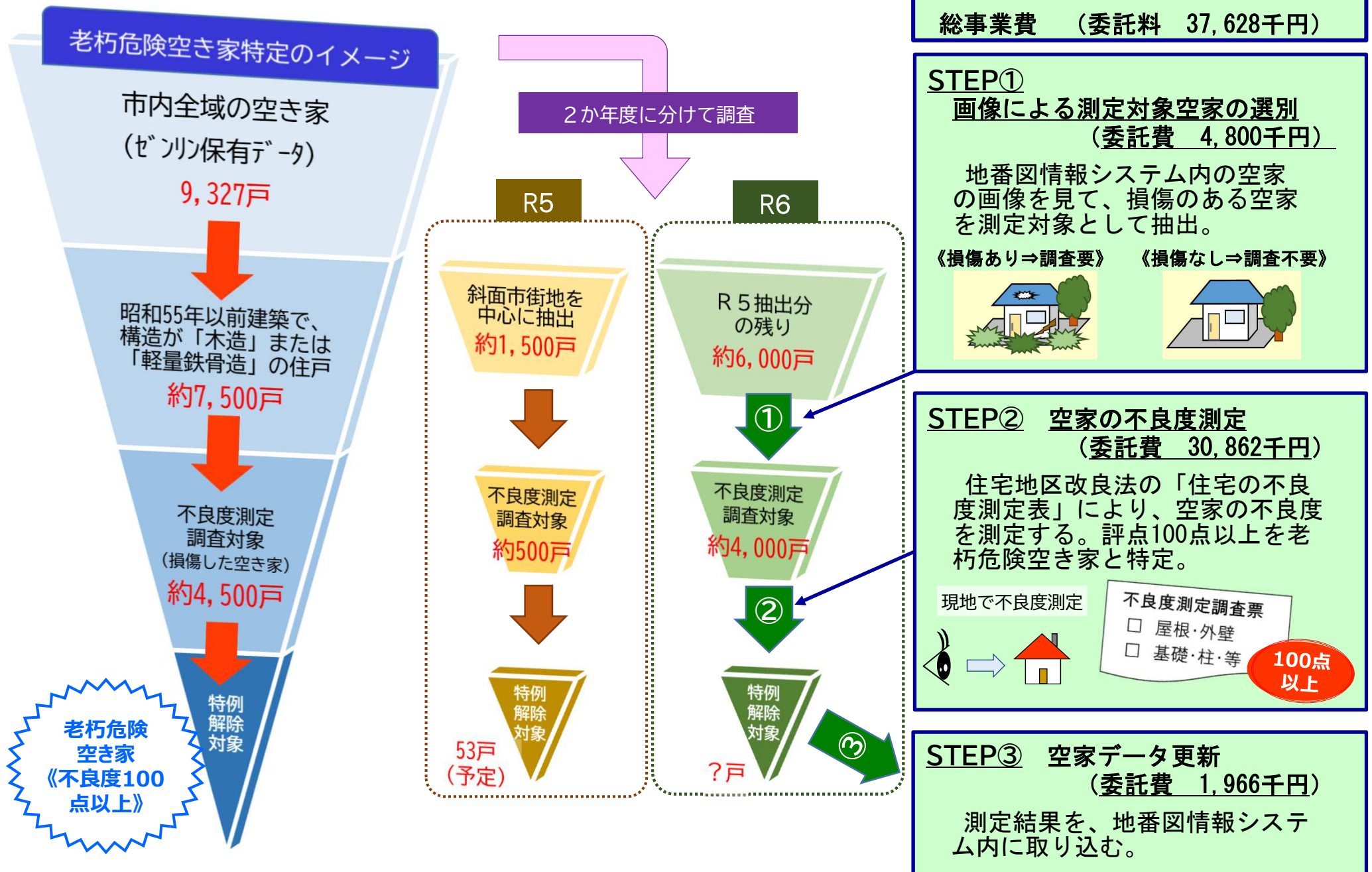


### 方針③「潜在的な老朽危険空き家の把握」

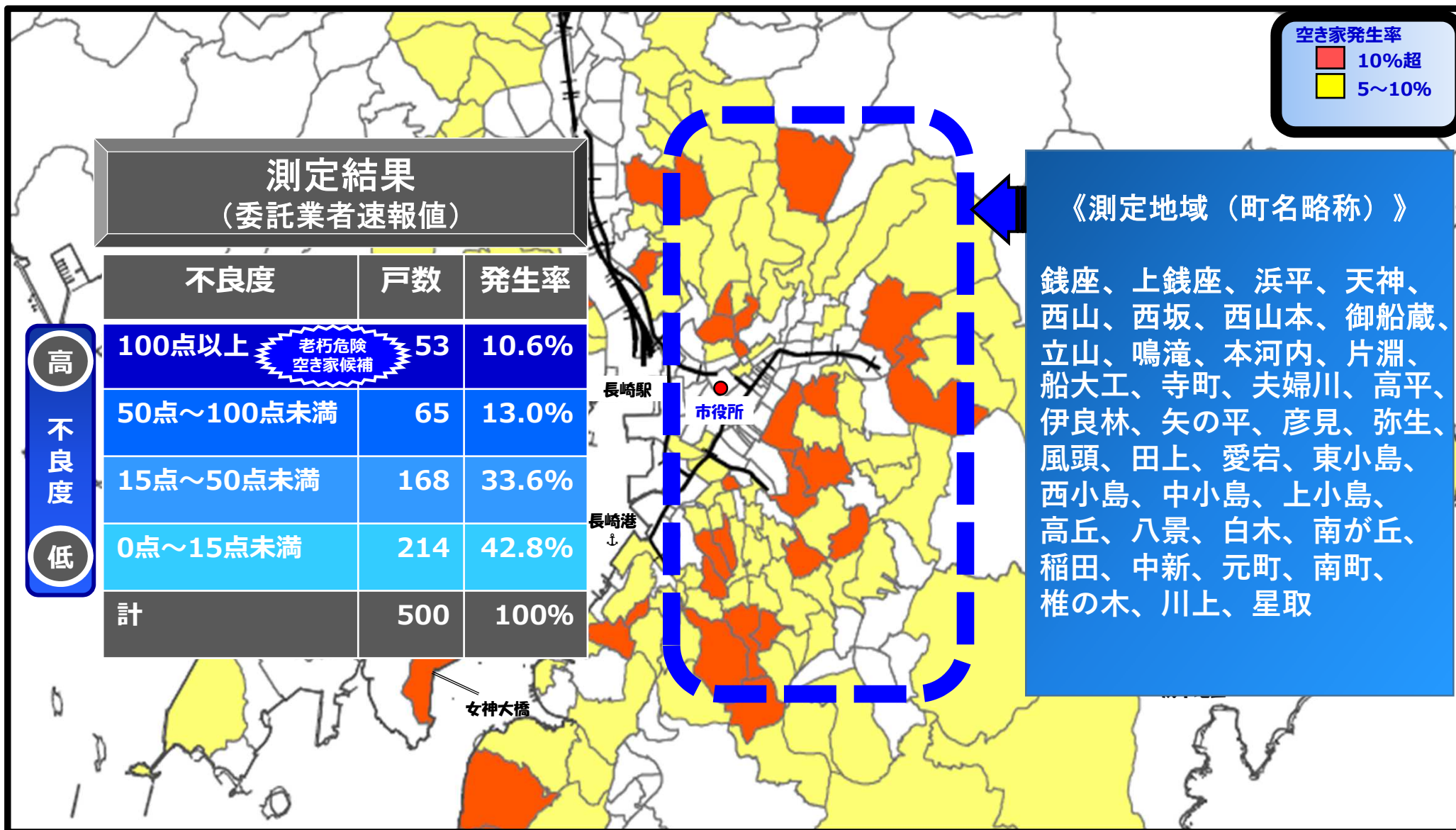
#### 《空き家の不良度測定調査》※R5～R6の2ヶ年事業



### 3 事業概要



# 長崎市空き家不良度測定地域 (R5年度・500戸・38町)



R 5 不良度測定空き家 ※抜粋





## 4 スケジュール

### 《空き家調査と特例解除のスケジュール》

特例適用解除対象		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
建築部・登録済 老朽危険空き家 《不良度100点以上》 (175戸)		解除 予告 解除 通知	<b>特例解除</b>		
市内 全域・ 空き家 調査	<b>①            中心部の            斜面市街地            (500戸調査)</b>	画像 判定 不良度 測定調査	老朽 危険 空き家 解除 予告	解除 通知	<b>特例解除</b>
	<b>①以外の地区            (4,000戸調査)</b>		画像 判定 不良度測定調査	老朽 危険 空き家 解除 予告	解除 通知

## 5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 37,628	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 37,628

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
140～141	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	1-5	市民税賦課費 (地方税統一QRコード対応)	千円 396
140～141	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	1-7	個人住民税 課税システム運営費 (地方税統一QRコード対応)	千円 11,004

## 1 事業概要

固定資産税、都市計画税及び軽自動車税種別割については、令和3年度税制改正において地方税共通納税システムの対象税目となり、令和5年度から納付書に地方税統一QRコードを印字し、活用を図っている。

また、その他の地方税においても、令和4年度税制改正において地方税共通納税システムの対象税目となり、その他の地方税（※確定税額通知分）の納付書についても、令和6年度から原則地方税統一QRコードの印字を行っていただきたいとの国からの通知があつている。

このことを踏まえ、個人住民税（普通徴収分）の納付書に地方税統一QRコードを印字し、パソコンやスマートフォンでの納税ができるようシステム改修を行い、市民の利便性の向上に加え、金融機関や長崎市の事務効率の向上を図るもの。  
 ※確定税額通知分：市が税額を計算し納税者に通知する賦課課税方式の税。なお、法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税は税金を納めるときに申告者が自分で計算して納税する申告納税方式であり、個人市民税（特別徴収分）は従業員の増減のたびに当初発送納付書の金額を手書修正して納付いただいており、税額の確定ができずQRコードの印字ができない。

## 2 事業内容

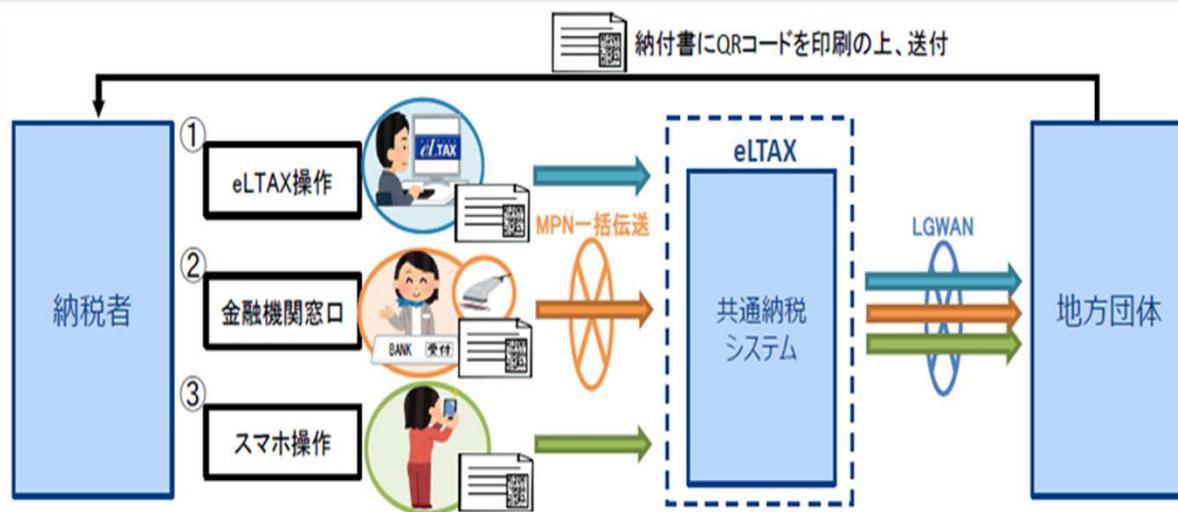
内容	予算額（千円）
個人住民税課税システム 共通納税対応改修委託	8,162
共通基盤 共通納税対応改修委託	2,842
納付書印字位置 プログラム改修等委託	396
合計	11,400



### 3 効果

市民	・ QRコードを活用し、パソコンやスマートフォン操作により、いつでもどこでも納税が可能。
金融機関	・ 全国どの地方団体納付書であっても、窓口で受け付けることが可能。 ・ 金融機関窓口収納において、金融機関がQRコードを読み取り、eLTAX（地方税共通納税システム）を経由して地方団体に収納データ送信することでき、紙の領収済通知書の仕分け・送付作業が不要。
長崎市	・ 納付情報、入金情報がeLTAX経由で電子的に送付されるため、消込作業の効率が向上 ・ 個別に金融機関・決済者と契約等を行うことなく電子収納可能

### 4 地方税統一QRコードの活用の流れ



### 5 スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
改修	→											
帳票審査		→										
連動試験						→						
印字テスト									→			
運用開始												→

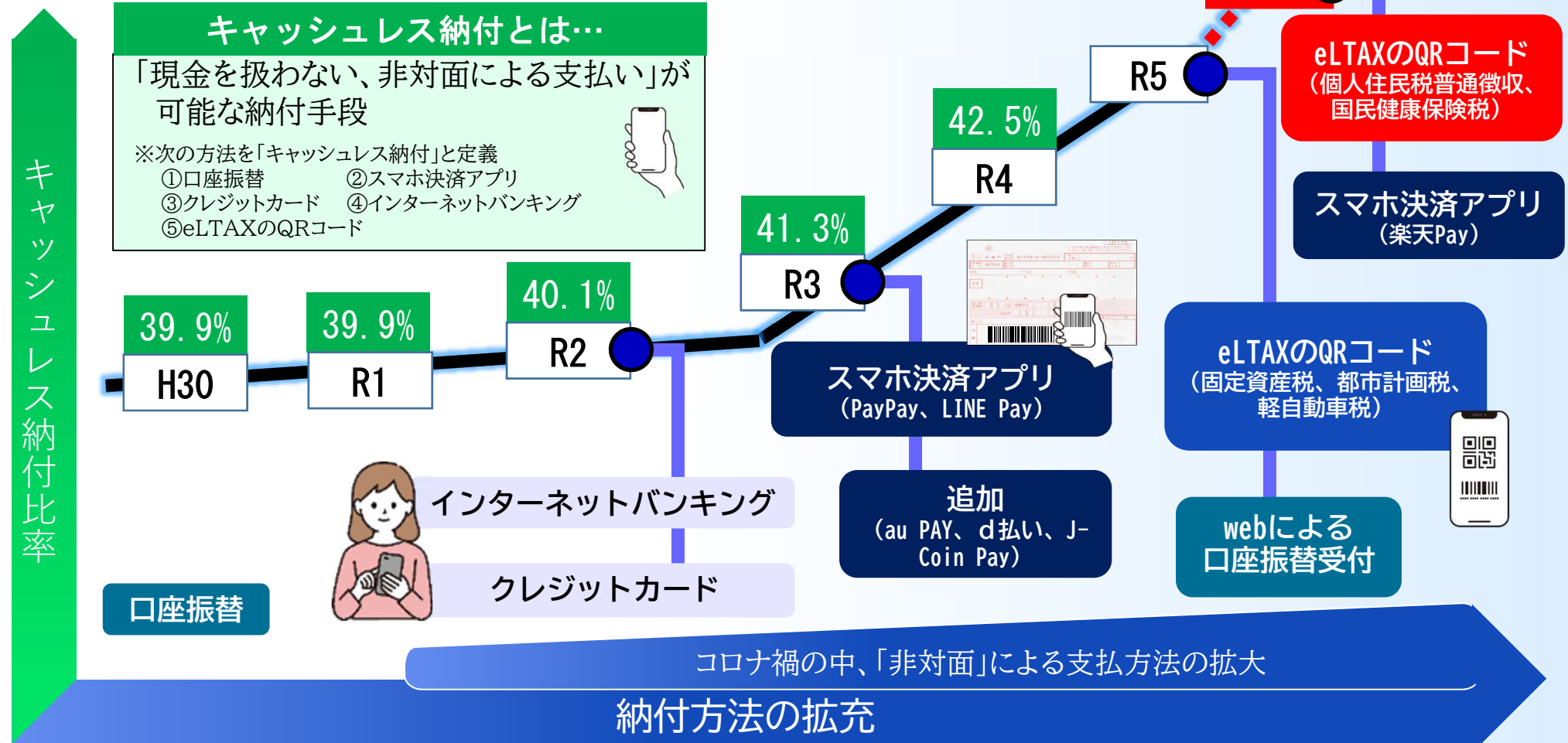
### 6 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 11,400	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 11,400

# キャッシュレス納付の状況について

徴収率向上にむけ、支払いやすい納付環境の整備についても進めている。

<b>国の状況</b>	国民の消費支出に占めるキャッシュレス納付比率は年々増加し、国は令和7年度までに40%程度とすることを目標としている。
<b>長崎市の目標</b>	納税者の利便性向上及び現金管理等に伴うコスト縮減のため、令和7年度のキャッシュレス納付比率(※)を、国の目標を上回る50%に上昇させる。



## 地方公共団体の公金収納に係るeLTAXの活用（対象公金の範囲）について

### 実施方針（R5.10関係府省庁連絡会議決定）の概要

- eLTAXを活用した公金納付は、納付者の利便性向上、金融機関・地方公共団体の事務処理の効率化に資するものであり、積極的に推進。
- 以下の内容にて関係府省庁連絡会議で方針決定。今後、地方公共団体に対し、説明会・意向調査などを通じて意見聴取を行った上で、関係府省庁で連携して要請を行う。

#### ◆ 地方公共団体（都道府県・市区町村をいう。以下同じ）においてeLTAXを活用した納付を可能とするもの

- ・ 普通会計に属する全ての公金
- ・ 公営事業会計に属する公金のうち水道料金、下水道使用料

→ 多くの団体で共通の情報システムで多種の公金の収納管理を行っており、こうした場合には、当該情報システムの改修を行うことで、当該多種の公金についてあわせてeLTAXを活用した納付が可能となることも踏まえ、幅広い公金についてeLTAXを活用した納付を可能とすることを検討

#### ▶ 特に、以下の公金については、全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を可能とすることを重点的に要請

##### ① いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金

- ・ 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料

→ システム標準化対象事務であり、標準仕様書にeLTAXを活用した納付を可能とすることを規定

サンプル調査によれば、地方税+この3公金で、市町村の公営企業を除く全会計に属する公金の9割（公営企業を含めると7割）を占める

##### ② その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金

- ・ 公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金

（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）

開始時期：遅くとも令和8年9月までに開始を目指す

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
140~141	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	1-10	宿泊税賦課費 (宿泊税特別徴収事務報償金)	7,000 千円

## 1 事業概要

令和5年4月から導入した宿泊税においては、宿泊事業者を特別徴収義務者とし、宿泊事業者が宿泊者から宿泊税を徴収し、長崎市へ申告納入することとしており、宿泊事業者には新たな事務に要する経費負担が発生している。

このため、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を宿泊事業者に宿泊税特別徴収事務報償金として交付することで、経費負担の軽減及び納期内申告納入の意欲の高揚を図り、宿泊税の特別徴収制度の円滑な運営を図るもの。



## 2 事業内容

名称	宿泊税特別徴収事務報償金
算定期間	前年度の4月～3月申告納入分
交付の対象	特別徴収義務者（宿泊事業者 205施設）
交付額	算定期間において、申告納入期限までに申告納入された金額の合計額に2.5%を乗じて得た額。1円未満切り捨て。 ※施設ごとに算定。
交付限度額	1施設につき50万円
令和6年度当初予算額	(納期内申告納入見込額) 280,000千円×2.5%=7,000千円 ※令和6年度交付分は令和5年4月～令和6年2月の宿泊者から徴収し、令和5年5月～令和6年3月に期限内申告納入された宿泊税が対象

## 3 スケジュール

年度	N				N+1				N+2							
月	3	4	5	6	7~12				1	2	3	4	5	6	7	
宿泊	→															
申告納入	→															
収納確認	→															
口座登録	→															
交付決定	→															
交付	→															

前年度の4月～3月に申告納入された宿泊税で算定

#### 4 他都市の状況

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	H14. 10. 1	H29. 1. 1	H30. 10. 1	H31. 4. 1	R1. 11. 1	R2. 4. 1	R2. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 4. 1
期限内申告納入額に対する交付割合	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5% (一部経過措置有)	2.5% (一部経過措置有)	2.5% (一部経過措置有)	2.5%
年間上限額	1施設 100万円	なし	<sup>1</sup> 特別徴収義務者 200万円	1施設 100万円	なし	1施設 200万円	1施設 200万円	1施設 200万円	1施設 50万円

#### 5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 7,000	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 7,000

※一般財源は  
宿泊税充当

#### 【参考】令和5年度宿泊税の申告状況 (令和6年2月2日現在)

	宿泊者数 (人)				宿泊税額 (円)			
	1万円未満 (税率100円)	1万円以上 2万円未満 (税率200円)	2万円以上 (税率500円)	合計	1万円未満 (税率100円)	1万円以上 2万円未満 (税率200円)	2万円以上 (税率500円)	合計
4~12月合計 (A)	1,493,394 <b>78.9%</b>	354,169 <b>18.7%</b>	45,623 <b>2.4%</b>	1,893,186	149,339,400	70,833,800	22,811,500	242,984,700
【参考】R5予算 9か月分相当(B)	829,998 <b>45.8%</b>	902,088 <b>49.7%</b>	82,440 <b>4.5%</b>	1,814,526	82,999,800	180,417,600	41,220,000	304,637,400
(A) - (B)	663,396	▲547,919	▲36,817	78,660	66,339,600	▲109,583,800	▲18,408,500	▲61,652,700

# 1 市税の状況

## (1) R6当初予算

令和6年度市税当初予算額

550.5億円

(R5当初予算額 549.2億円)

個人市民税  
177.4億円

法人市民税 52.8億円

固定資産税  
218.6億円

軽自動車税 11.1億円

市たばこ税 28.1億円

入湯税 0.6億円

事業所税 17.6億円

都市計画税 41.0億円

宿泊税 3.3億円

〈一般会計予算に関する説明書 24～25ページ〉

(単位:千円・%)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1	市税		55,045,574	54,919,279	126,295	0.2
	1	市民税	23,023,584	23,847,707	▲824,123	▲3.5
		1 個人	17,744,310	19,177,646	▲1,433,336	▲7.5
		2 法人	5,279,274	4,670,061	609,213	13.0

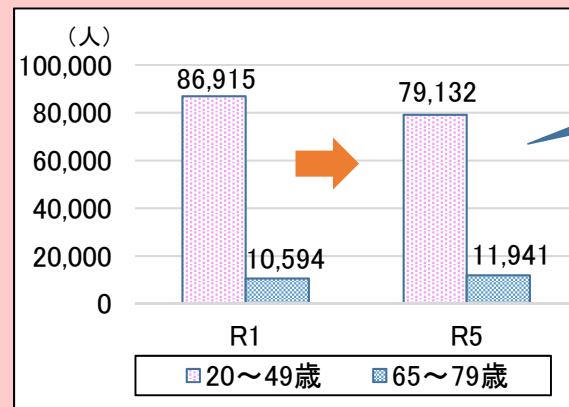
税目

主な増減理由

個人市民税

- 定額減税実施による減 ▲15.6億円
- 東日本大震災に係る復興増税終了による減 ▲0.9億円
- 寄附金控除等の税額控除の減少による増 +1.4億円
- 所得割納税義務者数の減少(▲688人)はあるものの、1人当たり所得額の増加(+1.3万円)等による増 +0.7億円

【参考】給与所得割納税義務者数の動向



R1とR5比較

- 20～49歳  
7,783人減(▲9.0%)
- 65～79歳  
1,347人増(+12.7%)



# (1) R6当初予算

## 令和6年度市税当初予算額

550.5億円

(R5当初予算額 549.2億円)

個人市民税  
177.4億円

法人市民税 52.8億円

固定資産税  
218.6億円

軽自動車税 11.1億円

市たばこ税 28.1億円

入湯税 0.6億円

事業所税 17.6億円

都市計画税 41.0億円

宿泊税 3.3億円

〈一般会計予算に関する説明書 24～25ページ〉

(単位:千円・%)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1	市税		55,045,574	54,919,279	126,295	0.2
	1	市民税	23,023,584	23,847,707	▲824,123	▲3.5
		1 個人	17,744,310	19,177,646	▲1,433,336	▲7.5
		2 法人	5,279,274	4,670,061	609,213	13.0

税目	主な増減理由			
法人市民税	日本銀行全国企業短期経済観測調査をもとに試算			
	●企業の業績回復などを背景とした経常利益の好転	区分	R5	R6
		県内	7.3%	79.9%
		全国(製造業)	13.8%	10.7%
	全国(非製造業)	15.9%	10.2%	
※伸び率は各年12月調査数値をもとに試算				

# (1) R6当初予算

## 令和6年度市税当初予算額

550.5億円

(R5当初予算額 549.2億円)

個人市民税  
177.4億円

法人市民税 52.8億円

固定資産税  
218.6億円

軽自動車税 11.1億円

市たばこ税 28.1億円

入湯税 0.6億円

事業所税 17.6億円

都市計画税 41.0億円

宿泊税 3.3億円

〈一般会計予算に関する説明書 24～25ページ〉

(単位:千円・%)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 市税	2 固定資産税		21,856,748	21,311,778	544,970	2.6
		1 固定資産税	21,545,465	21,003,751	541,714	2.6
		2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金	311,283	308,027	3,256	1.1

税目	主な増減理由
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地 R6評価替えに伴う地価上昇等による増 +2.1億円</li> <li>●家屋 新增築等による増 +3.4億円</li> <li>R6評価替えに伴う既存家屋の減価 ▲2.5億円</li> <li>●償却資産 新幹線開業に伴う大臣配分額の増 +1.9億円</li> </ul>

〈一般会計予算に関する説明書 24～27ページ〉

(単位:千円・%)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 市税	3 軽自動車税		1,112,443	1,068,445	43,998	4.1
		1 環境性能割	46,857	51,319	▲4,462	▲8.7
		2 種別割	1,065,586	1,017,126	48,460	4.8

税目	主な増減理由
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境性能割 環境性能に優れた非課税車両の増 R5 3,153台 ⇒ R6 3,662台 (+509台)</li> <li>●種別割 軽四輪自動車(自家用車)の台数の増 (+1,819台)</li> </ul>

# (1) R6当初予算

## 令和6年度市税当初予算額

550.5億円

(R5当初予算額 549.2億円)

個人市民税  
177.4億円

法人市民税 52.8億円

固定資産税  
218.6億円

軽自動車税 11.1億円

市たばこ税 28.1億円

入湯税 0.6億円

事業所税 17.6億円

都市計画税 41.0億円

宿泊税 3.3億円

〈一般会計予算に関する説明書 26～27ページ〉

(単位:千円・%)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 市税	4 市たばこ税	1 市たばこ税	2,809,496	2,715,737	93,759	3.5

税目	主な増減理由
市たばこ税	●売渡本数の増 (当初からの比較 +14,310千本) R5当初 414,490千本 ⇒ R5決見 432,173千本 ⇒ R6当初 428,800千本

〈一般会計予算に関する説明書 26～27ページ〉

(単位:千円・%)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 市税	5 入湯税	1 入湯税	56,357	52,443	3,914	7.5

税目	主な増減理由				
入湯税	●施設利用者数の増 ・コロナ禍からの回復 ・新規施設の開業	区 分	R5	R6	増減
		宿泊入浴者数	286,769人	307,057人	+20,288人
		日帰り入浴者数	314,271人	343,274人	+29,003人

〈一般会計予算に関する説明書 26～27ページ〉

(単位:千円・%)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 市税	6 事業所税	1 事業所税	1,765,415	1,528,487	236,928	15.5

税目	主な増減理由
事業所税	●大手事業所の床面積及び給与支払額の増 +0.8億円 ●事業所新設等による増 +1.4億円

# (1) R6当初予算

## 令和6年度市税当初予算額

550.5億円

(R5当初予算額 549.2億円)

個人市民税  
177.4億円

法人市民税 52.8億円

固定資産税  
218.6億円

軽自動車税 11.1億円

市たばこ税 28.1億円

入湯税 0.6億円

事業所税 17.6億円

都市計画税 41.0億円

宿泊税 3.3億円

〈一般会計予算に関する説明書 28～29ページ〉

(単位:千円・%)

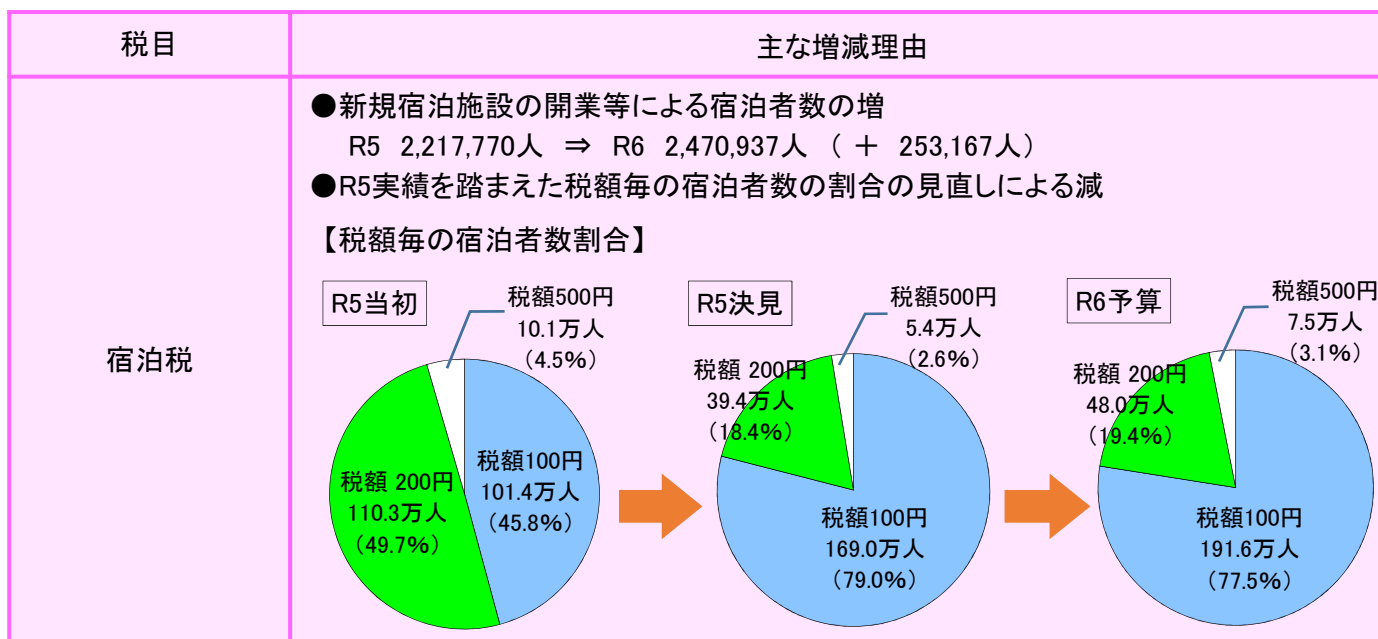
款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 市税	7 都市計画税	1 都市計画税	4,096,315	4,022,345	73,970	1.8

税目	主な増減理由
都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地 R6評価替えに伴う地価上昇等による増 +0.5億円</li> <li>●家屋 新增築等による増 +0.7億円</li> <li>R6評価替えに伴う既存家屋の減価 ▲0.5億円</li> </ul>

〈一般会計予算に関する説明書 28～29ページ〉

(単位:千円・%)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 市税	8 宿泊税	1 宿泊税	325,216	372,337	▲47,121	▲12.7



## (2) 宿泊税の予算及び活用

### ア 概要

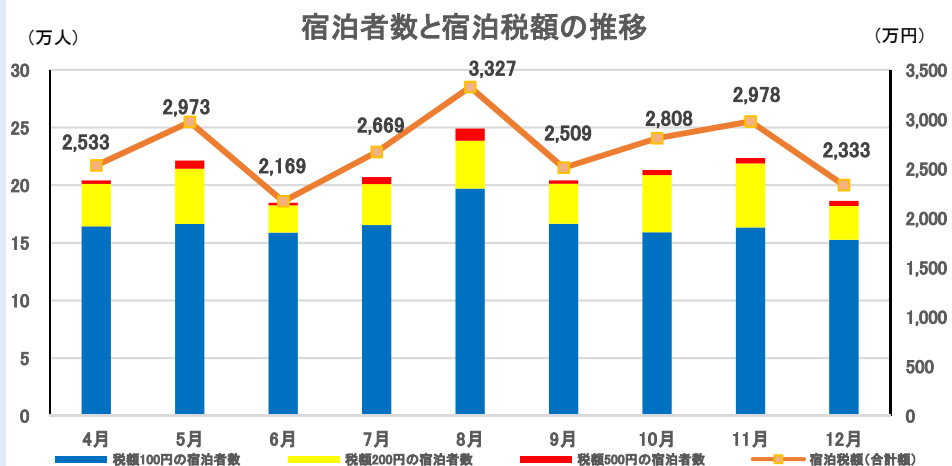
- (ア) 課税客体(税金のかかる対象)  
長崎市内の宿泊施設への宿泊行為
- (イ) 納税義務者  
長崎市内の旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊者

(ウ) 税額 宿泊者1人1泊あたり次のとおり

宿泊料金	税額
1万円未満	100円
1万円以上2万円未満	200円
2万円以上	500円

### イ 令和5年度宿泊税の申告状況

※実績はR6.2現在  
(宿泊者数は課税対象外を除く)



	宿泊者数	宿泊税額
4～12月合計(A)	189万人	2億4,299万円
【参考】R5予算 9か月分相当(B)	181万人	3億464万円
(A)-(B)	8万人	▲6,165万円

### ウ 令和6年度予算

宿泊料金	税額	R6宿泊者数	R6予算額
1万円未満	100円	191.6万人	1億9,158万8千円
1万円以上2万円未満	200円	48.0万人	9,593万3千円
2万円以上	500円	7.5万人	3,769万5千円
	合計	247.1万人	3億2,521万6千円

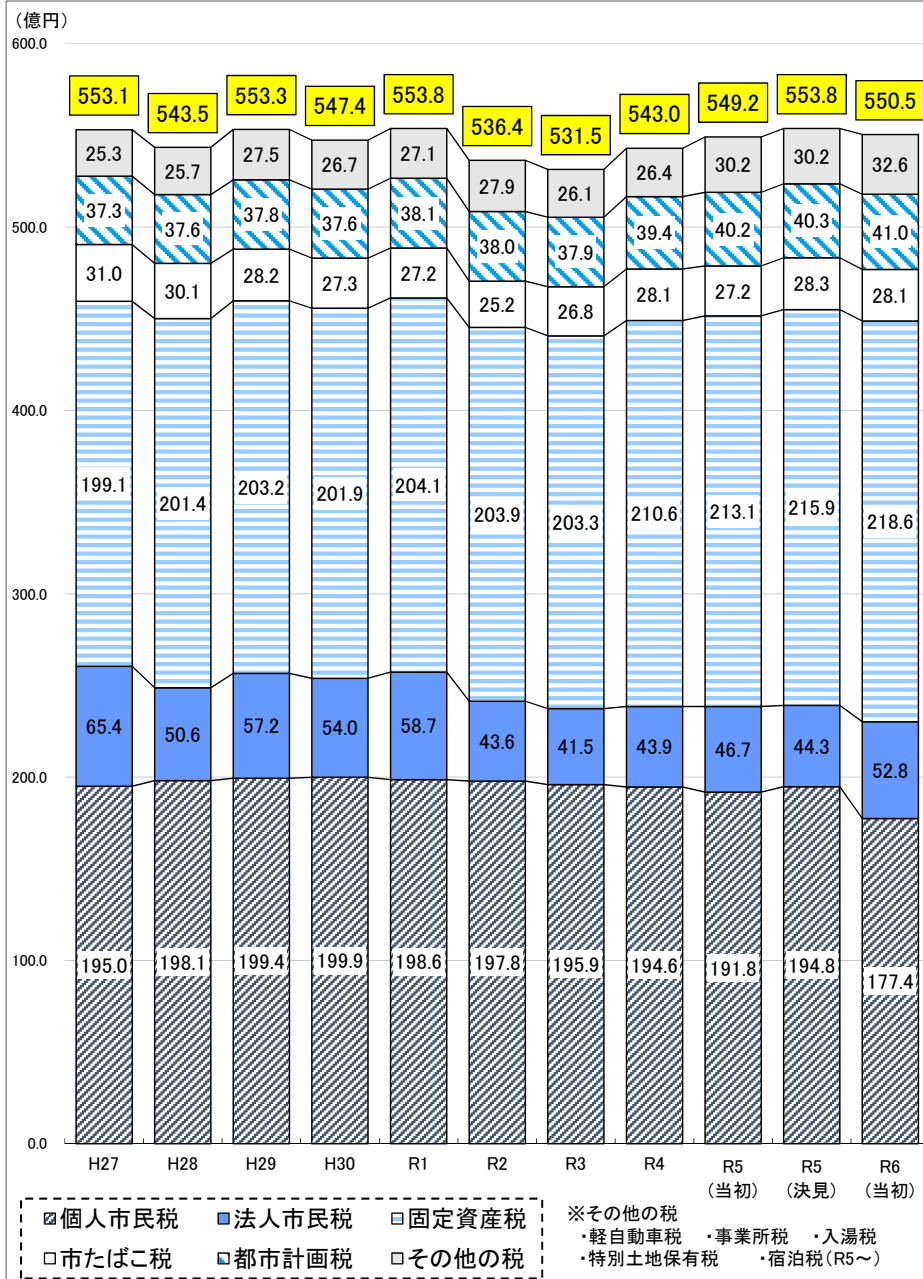
### 令和6年度当初予算

**宿泊者数 247.1万人**  
**予算額 3億2,521万6千円**

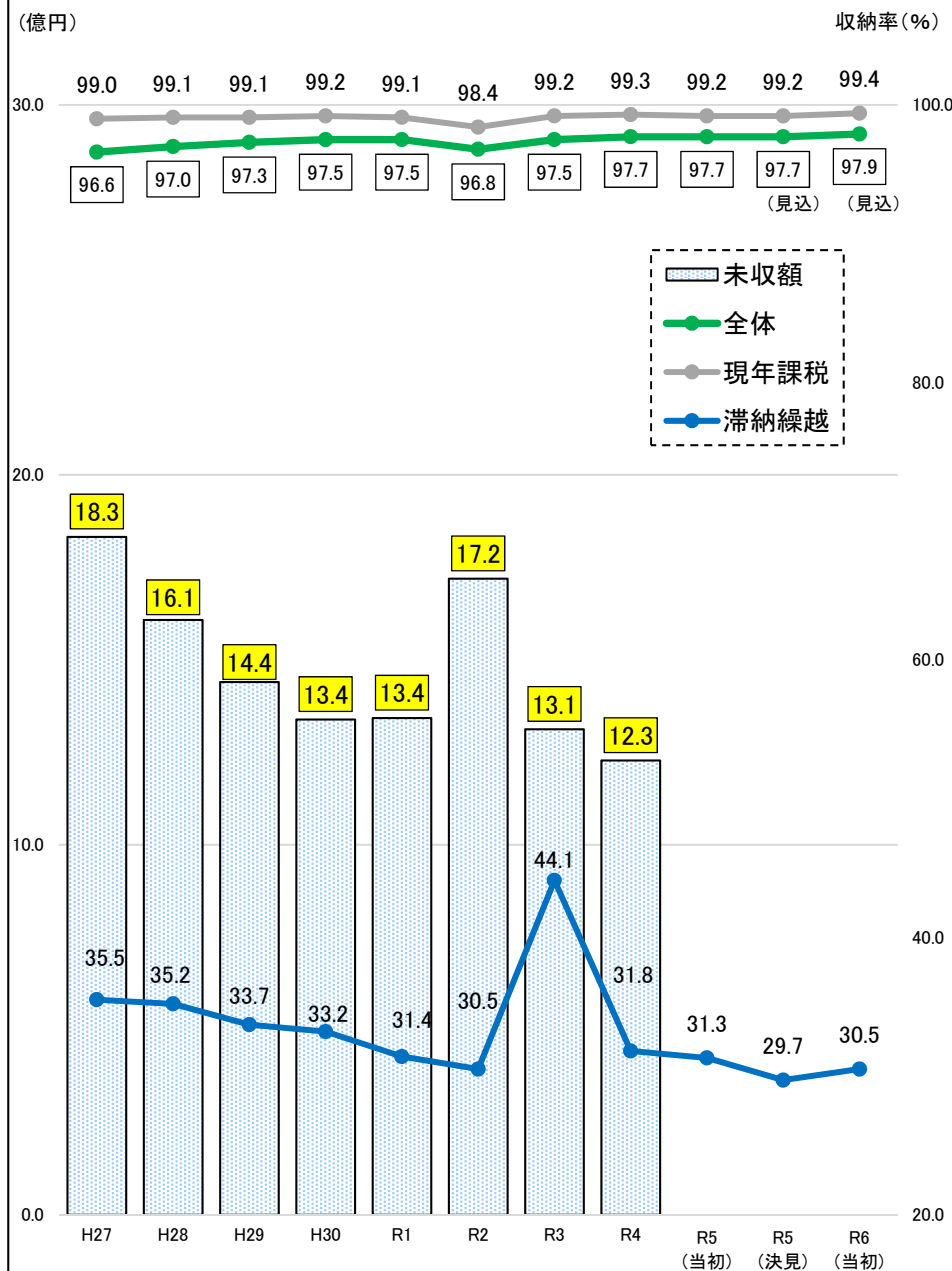
## (2) 宿泊税の予算及び活用

エ 活用事業	充当額合計	325,216千円
① サービス向上・消費拡大 (事業費 91,556千円)	51,417千円	② 情報提供 (事業費 228,544千円)
○ 観光地域づくり推進費 43,464(44,729)		○ 観光地域づくり推進費 141,001(171,332)
・サステナブルツーリズムの推進 10,436		・観光ワンストップサイトにおける情報提供 20,482
・体験商品・長崎グルメ情報の提供 17,632		・デジタル広告等による訴求プロモーション 116,203
・クチコミ対策、食の多様化への対応支援 12,976		・MICE参加者市内回遊促進施策 4,316
・ガイドの育成 2,420		○ 観光客誘致推進費 3,000(10,727)
○ 長崎さるく推進費 4,453(38,371)		・長崎市を舞台とした映画、ドラマ等の作品や出演する著名人を活用したPR
・長崎さるくの情報発信、ガイド研修		○ さしみシティ推進事業費 5,647(25,464)
○ MICE推進費 3,500(8,456)		・ガイドブック作成等による、誘客および訪問客への情報提供
・MICE開催に向けた機運醸成や、長崎が持つ地域資源・ユニークベニューを活用したレセプション等の実施		○ 世界・日本新三大夜景推進費 500(10,221)
③ 受入環境整備 (事業費 131,770千円)	55,560千円	・日本新三大夜景の情報発信
○ 観光地域づくり推進費 42,945(85,134)		○ インバウンド誘致広域連携事業費 5,400(10,800)
・市民及び市内事業者のおもてなし機運醸成		・万博を契機とした他都市との連携プロモーション、海外デジタルノマド誘客
○ 観光産業人材育成事業費 476(476)		④ 緊急時の対応等 50,000千円
・将来の観光産業を支える人材の育成のための、小中学校における「観光教育出前授業」の実施		○ 観光交流基金積立金
○ 総合観光案内所運営費 8,740(30,980)		⑤ 宿泊税賦課費 12,691千円 (事業費 12,694千円)
・訪問客の利便性向上のための情報展示や多言語による案内の実施(令和4年度に新設)		○ 宿泊税賦課費
○ 観光客受入環境整備費 3,399(15,180)		
・Wi-Fi新設(長崎駅東口広場)、多言語案内板整備、オーバーツーリズム対策警備実施		

### (3) 市税収入額の推移



### (4) 市税の徴収率及び収入未済額の推移



## (5) 令和6年度税制改正における個人住民税の定額減税について

### 概要

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施する。

具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行う。

なお、この減税によって生ずる令和6年度の個人住民税の減収額は全額国費で補填する。

### 個人住民税定額減税の具体的内容

1 合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者の所得割の額から、**定額の特別控除（減税）**を実施する。

2 特別控除の額は、**本人1万円、控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者除く）1人につき1万円**とする。

※控除対象配偶者を除く、同一生計配偶者（合計所得金額1,000万円超の納税義務者の配偶者）については、情報がなため令和7年度分の所得割の額から1万円を控除

3 特別控除の額が、その者の所得割の額を超える場合は、**所得割の額を限度**とする。

例 夫、妻（控除対象配偶者）、子（扶養親族）2人の4人家族の場合 特別控除可能額 1万円×4人＝4万円

世帯	控除前所得割額 (a)	特別控除額 (b)	控除後所得割額 (c) = (a) - (b)	控除できない額 40,000円 - (b)
A	50,000円	40,000円	10,000円	0円
B	25,000円	25,000円	0円	15,000円



⇒ **調整給付へ（※）**

※ 定額減税を補足する給付（調整給付） 実施主体 市町村

特別控除可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。なお、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあることが判明した場合には、追加で当該納税義務者に給付する。財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金。



## (5) 令和6年度税制改正における個人住民税の定額減税について

### 個人住民税定額減税見込額

対象納税義務者数	174,065人	→	特別控除可能額
対象扶養親族数	96,612人		2,706,770千円
計	270,677人		
うち特別控除額（定額減税分）			
	2,598,800千円	うち市民税	1,559,280千円（3/5）
		うち県民税	1,039,520千円（2/5）

### 特別控除の実施方法

#### 1 給与所得に係る特別徴収

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税後の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で徴収

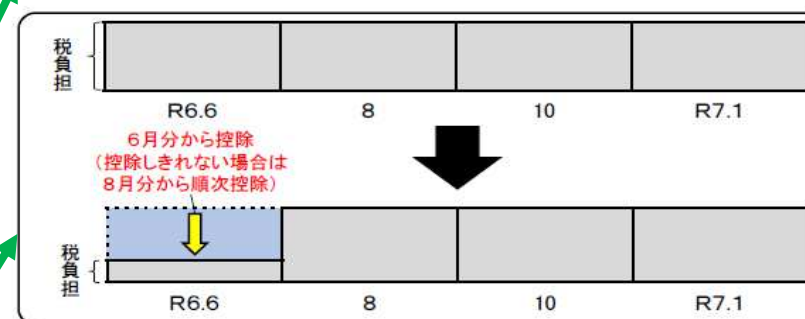
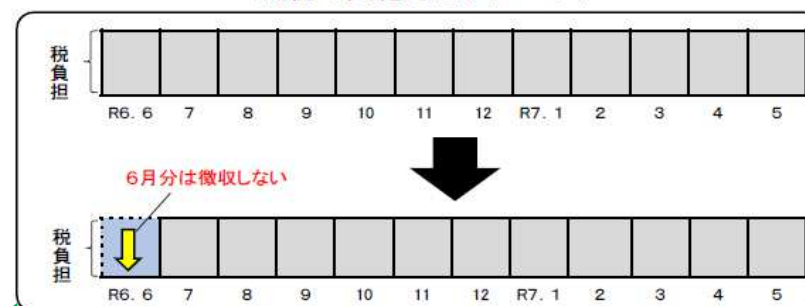
#### 2 普通徴収（事業所得者等）

「定額減税前の税額」をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から順次控除。

#### 3 公的年金等に係る所得に係る特別徴収

「定額減税前の税額」をもとに算出した、令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除。

### 減税の実施方法（イメージ）



## (5) 令和6年度税制改正における個人住民税の定額減税について

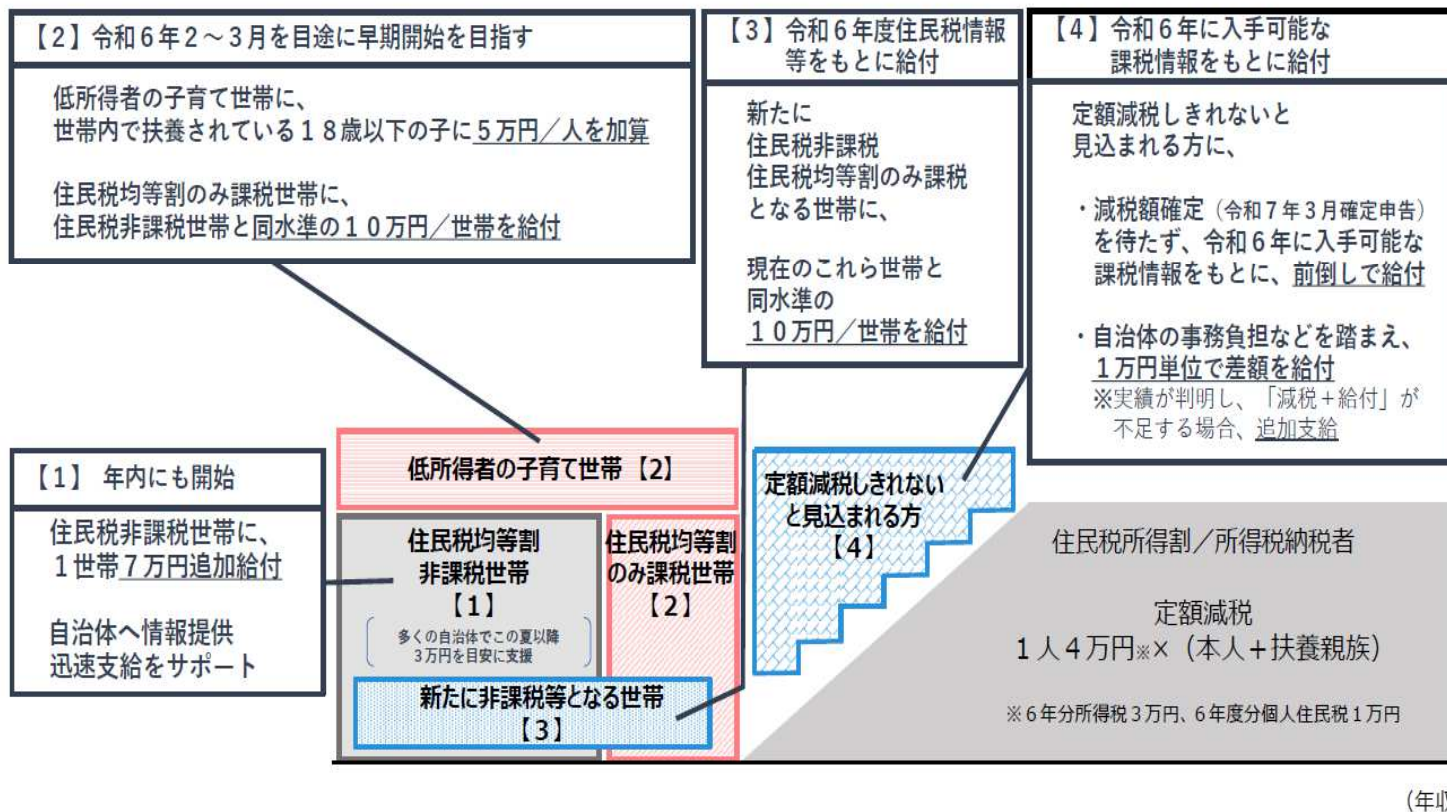
### 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月  
内閣府特命担当大臣  
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「簡素 (わかりやすく事務負担が少ない)」「迅速 (特に低所得の方々)」「適切 (できるだけ公平に)」のバランス

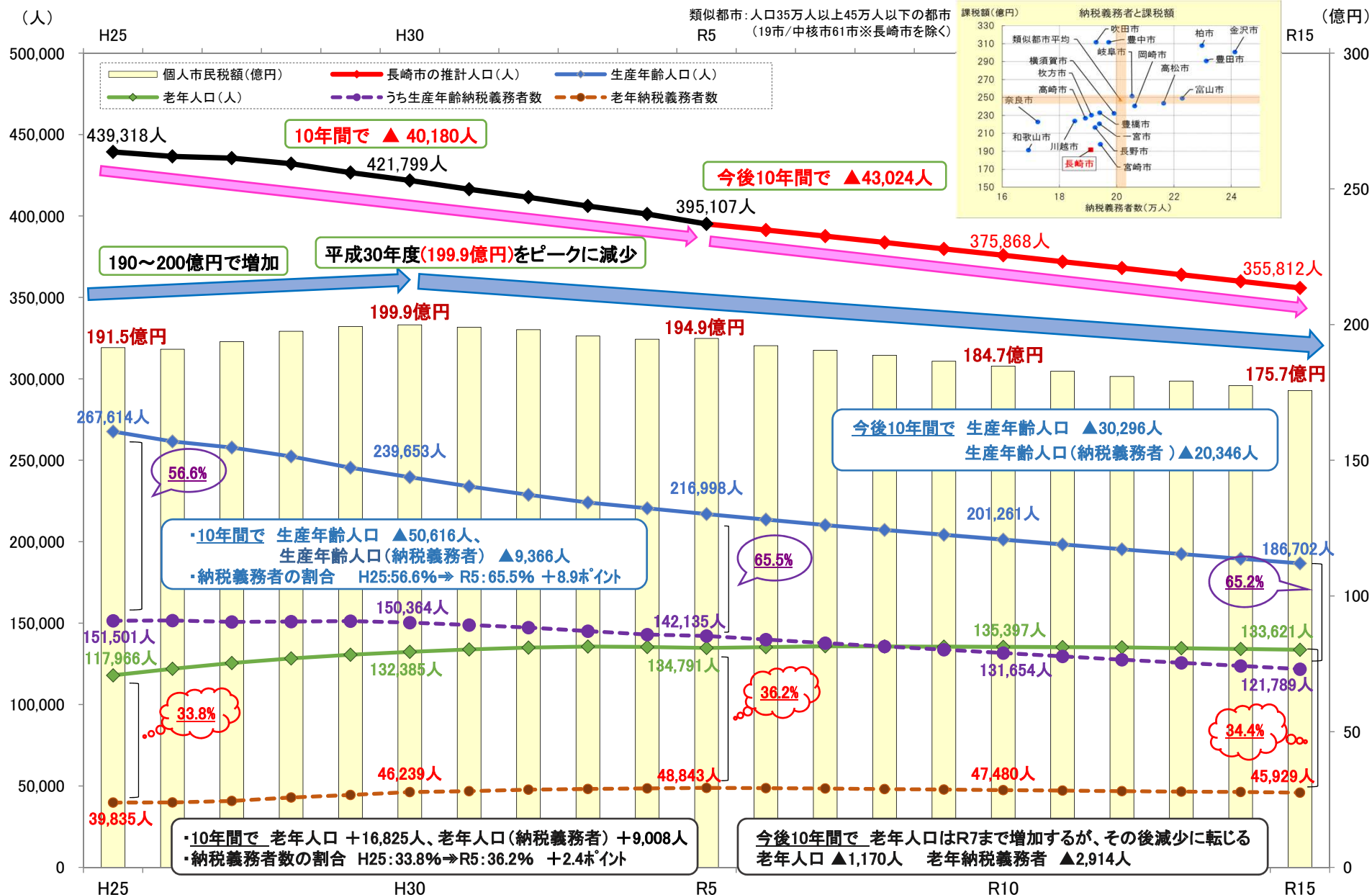
年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始



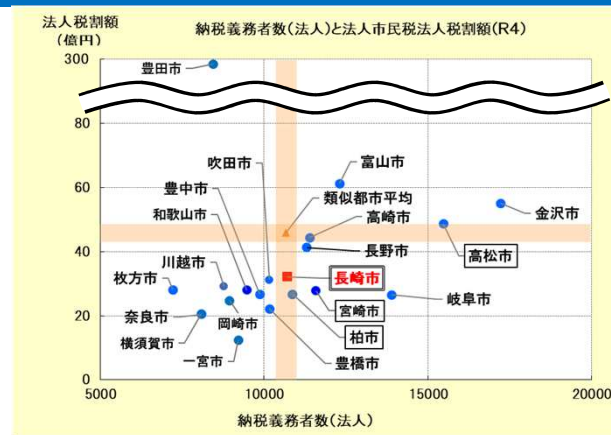
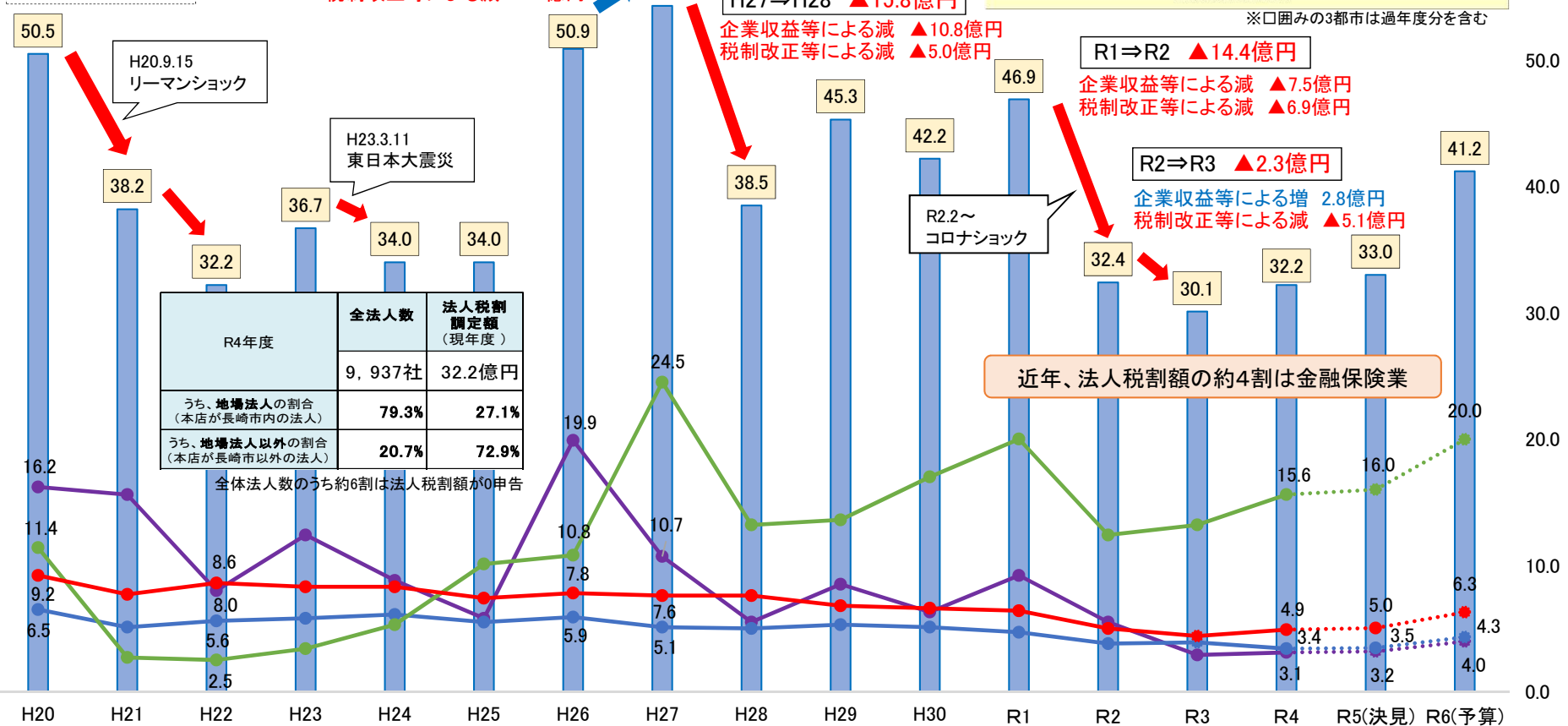
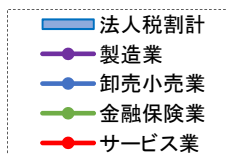
※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

# (6) 個人市民税と人口の推移

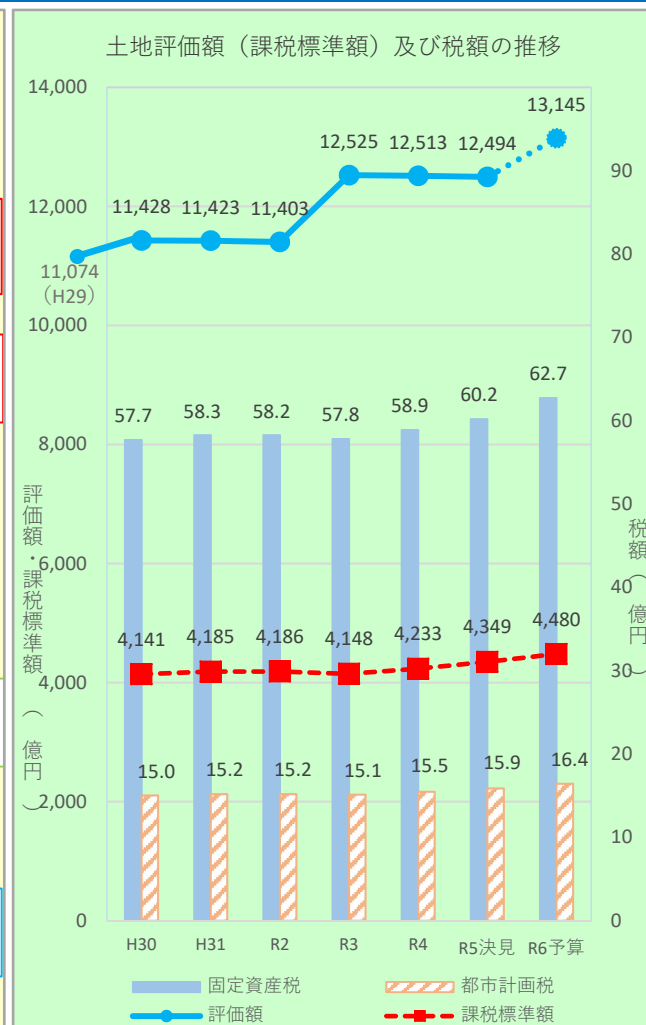
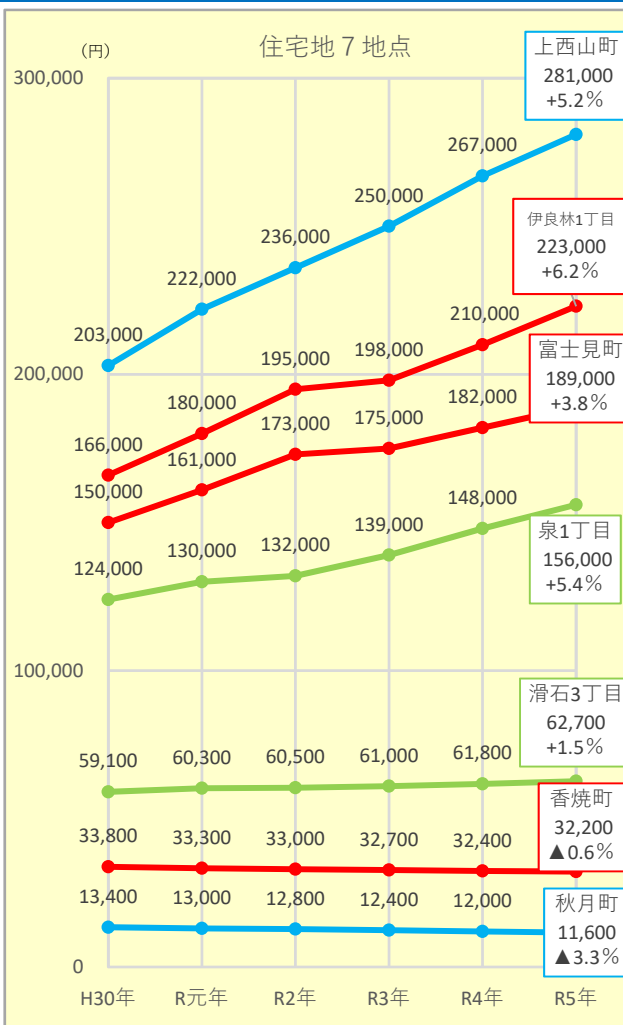
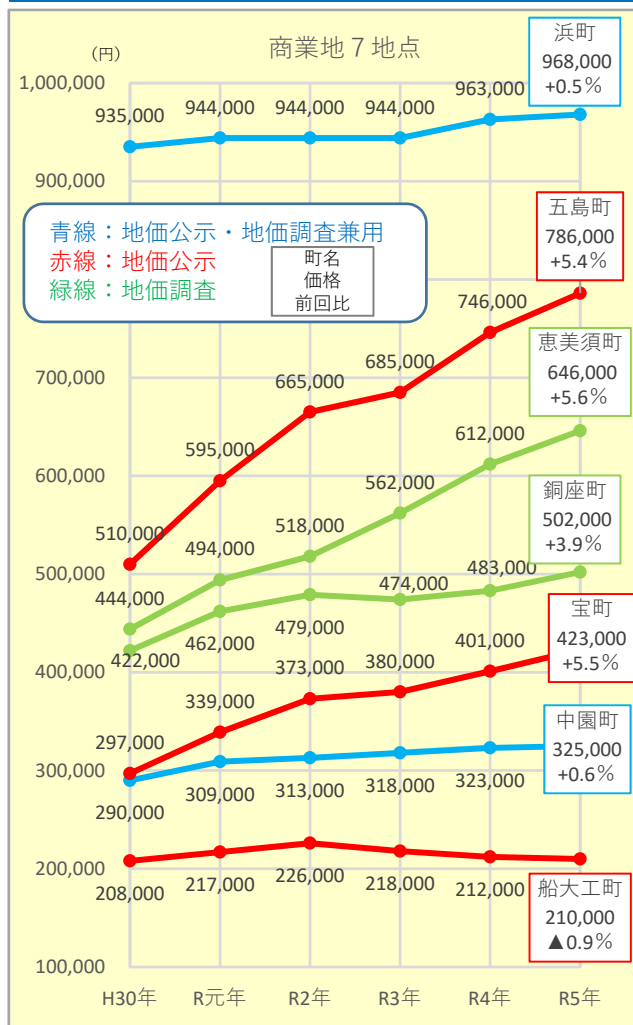


# (7) 法人市民税(法人税割額)の主な業種別の推移

- H20リーマンショック後 ▲24%、▲16%、特に製造業・金融保険業にマイナス影響
  - H23東日本大震災後 ▲7%、特に製造業にマイナス影響
  - R2新型コロナの企業収益等による増減 【R1⇒R2】▲16% 【R2⇒R3】+11%
  - 税制改正(税率14.7%→12.1%:H26.10開始事業年度分) ▲9.3億円  
(税率12.1%→8.4% :R元.10開始事業年度分) ▲12.0億円
- ⇒ 法人住民税の交付税原資化



## (8) 地価の推移、土地評価額(課税標準額)及び税額の推移



### 商業地の動向

- 中心部の幹線道路沿いは、建築費上昇・人手不足の懸念材料はあるが、ホテル用地及びマンション用地の需要は強く、地価の上昇が継続
- 長崎駅周辺においては、新幹線開業や駅周辺整備の具体化等から地価公示価格・地価調査価格を上回る取引もある。

### 住宅地の動向

- 利便性の高い中心部から北部にかけての平坦地では戸建用地及びマンション用地の需要が高く、地価の上昇が継続
- 斜面地のうち車両通行可能な住宅地は一定の需要があり、地価は横ばいもしくは若干上昇傾向
- 階段道路等の車両通行不能の住宅地の需要は極めて弱く継続して下落

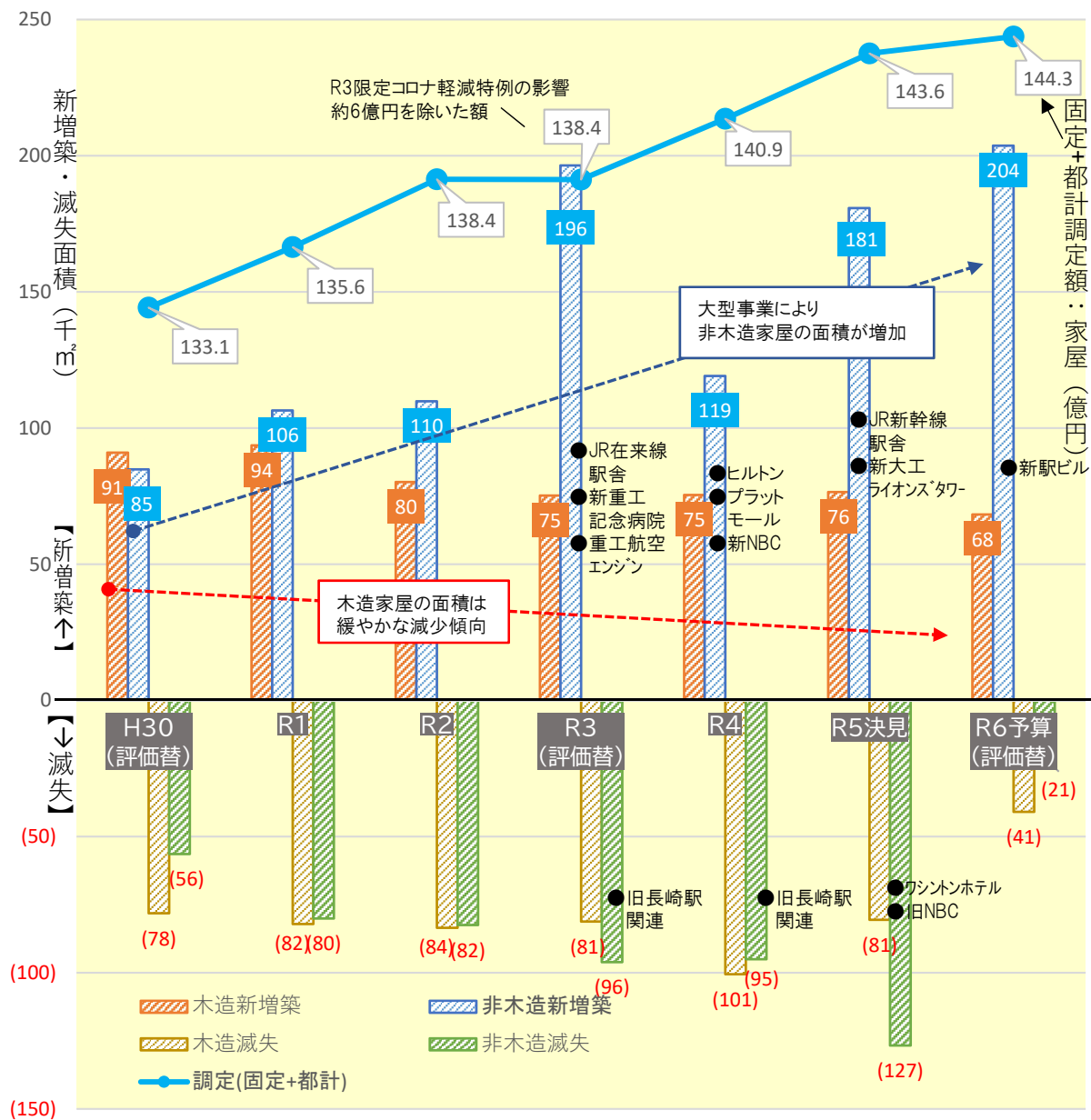
### 評価額

地価公示や地価調査等の価格上昇を受け、平成30年、令和3年の3年ごとの評価替で評価額は上昇しており、近年も上昇を続けていることから、令和6年も評価額は上昇すると見込む。

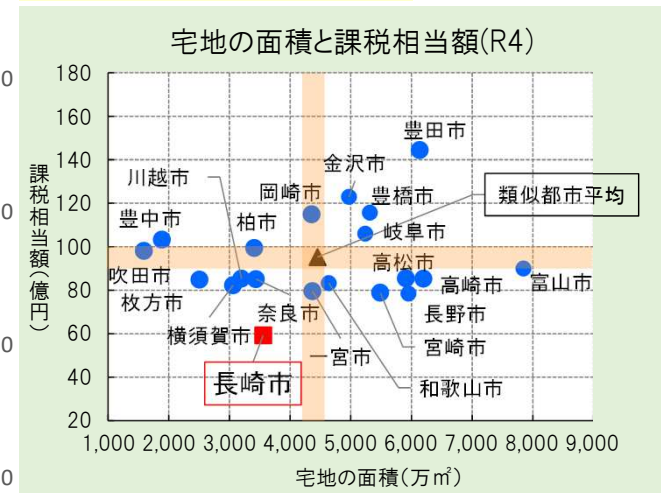
### 税額

負担調整措置が講じられていることから、評価額の上昇ほど上がらずに徐々に上昇

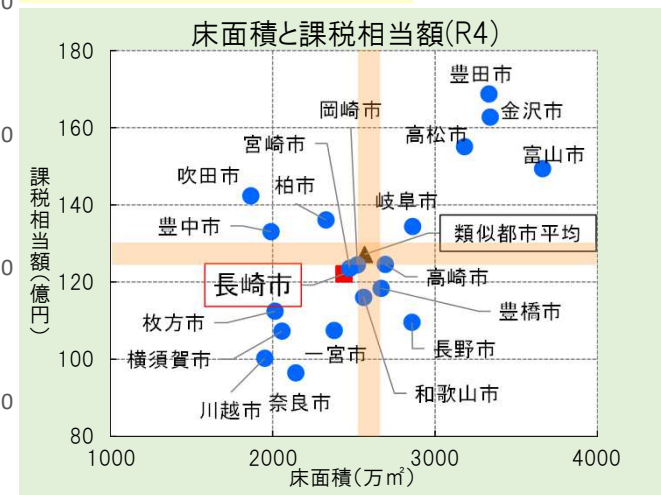
# (9) 家屋の新增築・減失面積と税額(固定・都計)の推移



類似都市との比較【土地】

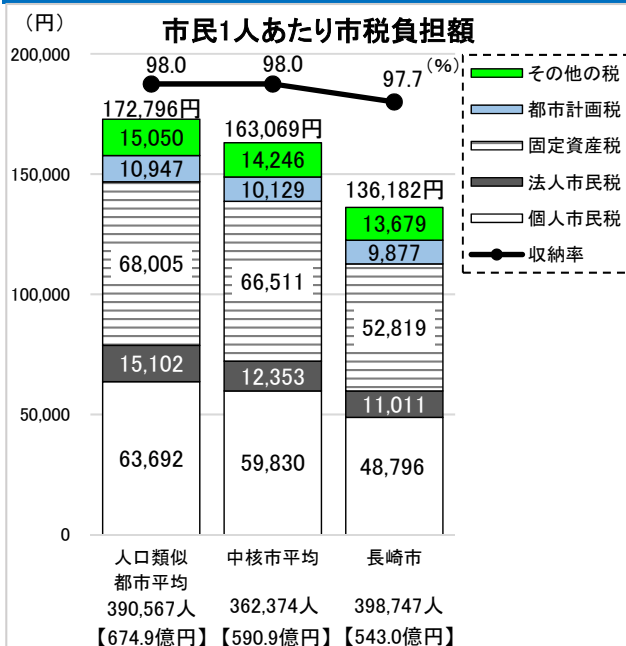


類似都市との比較【家屋】



# (10) 人口類似都市との市税収入額比較(R4決算)

※平均値:長崎市除く  
 ※人口類似都市:人口35万人以上45万人以下の都市(長崎市以外)



## ■人口類似都市平均との比較

### ア 市民1人あたり税収

・長崎市の市税収入は、平均(674.9億円)の80%(543.0億円)で、市民一人当たり負担額は、平均(172,796円)より約36,000円/人少ない。

### イ 主な税目別

#### (ア) 個人市民税 ▲14,896円/人

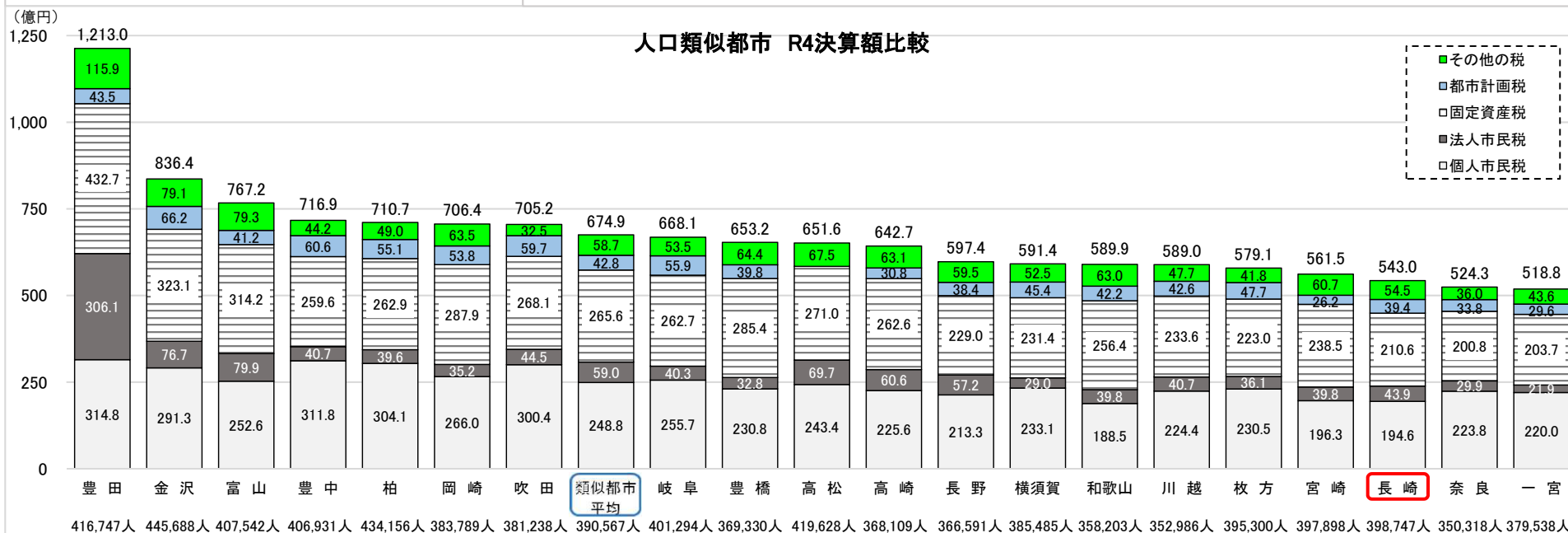
- ・長崎市の人口に対する納税義務者の割合は48%で、平均より3ポイント(約8,500人)低い。
- ・納税義務者のうち給与所得者の割合は77%で、平均より2ポイント低く、給与所得者数は類似都市の中でも下位より6番目となっている。
- ・給与所得者のうち給与収入300万円以下は41%で平均を7ポイント上回り、類似都市の中で下位より2番目となっている。(低所得者が多い)

#### (イ) 法人市民税 ▲4,091円/人 ※類似都市は豊田市を除く

- ・長崎市の法人税割額は類似都市平均とほぼ同額の32.2億円となっている。
- ・法人税割額の業種別割合で類似都市平均が30%を占める製造業が長崎市では10%と低く、税額も6.4億円少ないが、長崎市で48%を占める金融保険業は類似都市平均が17%であり、税額も10.2億円多くなっている。

#### (ウ) 固定資産税/都市計画税 ▲16,256円/人

- ・土地は、宅地の地積(35,568千㎡)が類似都市平均(44,523千㎡)の80%と狭く、また、1㎡あたり評価額(33,934円)も平均(49,289円)の69%と低いことから、課税相当額は類似都市で最も低い。
- ・家屋は、類似都市に比べて床面積や評価額は平均(25,654千㎡、9,084億円)の95%(24,392千㎡、8,655億円)となっている。



## 2 地方譲与税・交付金の状況

### (1) 地方譲与税 R6当初予算

〈一般会計予算に関する説明書 28～31ページ〉

(単位:千円・%)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
2	地方譲与税	1,040,238	995,026	45,212	4.5
	1 地方揮発油譲与税	201,466	202,479	▲ 1,013	▲0.5
	2 自動車重量譲与税	752,377	717,917	34,460	4.8
	3 地方道路譲与税	1	1	0	-
	4 特別とん譲与税	6,591	7,173	▲ 582	▲8.1
	5 森林環境譲与税	79,803	67,456	12,347	18.3

	課税標準	根拠法令	譲与総額	譲与基準	増減理由
1 地方揮発油譲与税	製造場からの移出 又は保税地域からの 揮発油引取数量	地方揮発油譲与 税法	税収入額の全額	●都道府県:58/100 ●市町村: 42/100 ・1/2 市町村道の延長 ・1/2 市町村道の面積	—
2 自動車重量譲与税	車検を受ける車等	自動車重量譲与 税法	税収入額の357/1,000 (当分の間431/1,000)	●都道府県:24/357(24/431) ●市町村:333/357(407/431) ・1/2 市町村道の延長 ・1/2 市町村道の面積	R6地方財政計画の伸び (+4.8%)
4 特別とん譲与税	外国貿易船の 純トン数	特別とん譲与税 法	税収入額の全額	●開港への入港に係る特別 とん税の収入額に相当する額	—
5 森林環境譲与税	国内に住所を 有する個人	森林環境税及び 森林環境譲与税 に関する法律	税収入額に相当する 額	R6～ ●都道府県:1/10 ●市町村: 9/10 ・5.5割 私有林人工林面積 ・2割 林業就業者数 ・2.5割 人口	譲与総額の増 (R5 500億円⇒R6 641億円)



## (2) 交付金 R6当初予算

〈一般会計予算に関する説明書 32～33ページ〉

(単位:千円・%)

款	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
3 利子割交付金	16,030	15,047	983	6.5
4 配当割交付金	158,615	162,922	▲4,307	▲2.6
5 株式等譲渡所得割交付金	238,948	169,886	69,062	40.7
6 法人事業税交付金	735,835	712,675	23,160	3.2

	課税標準	根拠法令	交付総額	交付基準	増減理由
3 利子割交付金	預貯金の利子等	地方税法 第71条の26	県民税利子割に99/100 を乗じて得た額の3/5に 相当する額	当該市町村に係る個人の 県民税額の割合で按分	—
4 配当割交付金	上場株式等の配当等	地方税法 第71条の47	県民税配当割に99/100 を乗じて得た額の3/5に 相当する額		—
5 株式等譲渡 所得割交付金	上場株式等の譲渡益	地方税法 第71条の67	県民税株式等譲渡所得 割に99/100を乗じて得た 額の3/5に相当する額		R6県民税株式等譲渡所 得割額の伸び(+41.1%)
6 法人事業税 交付金	事務所、事業所を設け て事業を営む法人の 所得等	地方税法 第72条の76	法人事業税収入額の 7.7/100	当該市町村に係る従業者 数(R3経済センサス)の割 合で按分	・法人事業税(県税)額の 伸び(+11.1%) ・算定方法の変更に伴う 減 (R5よりR3経済センサスの 従業者数割で按分)

## (2) 交付金 R6当初予算

〈一般会計予算に関する説明書 34～37ページ〉

(単位:千円・%)

款	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
7 地方消費税交付金	10,600,884	11,102,882	▲501,998	▲4.5
8 ゴルフ場利用税交付金	51,599	50,441	1,158	2.3
9 環境性能割交付金	70,858	59,912	10,946	18.3
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	300	316	▲16	▲5.1

	課税標準	根拠法令	交付総額	交付基準	増減理由
7 地方消費税交付金	消費税額 (参考) 消費税率 7.8% 地方消費税率 2.2% (消費税額の22/78) 合計 10.0%	地方税法 第72条の115	地方の消費に相当する額等により按分し都道府県間で清算した後の地方消費税額の1/2	●従来分(10/22) ・1/2 人口 ・1/2 従業者数 (R3経済センサス) ●引上げ分(12/22) ・全額を人口で按分	国内消費の伸びや物価高等の影響による増はあるものの、輸入額の減少傾向が継続すると見込まれることから減と見込む
8 ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場の利用料金・ホール数などを基準とした「等級」ごとに決定	地方税法第103条	—	当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の7/10	—
9 環境性能割交付金	自動車の取得価額	地方税法 第177条の6	環境性能割に95/100を乗じて得た額の43/100に相当する額	・1/2 市町村道の延長 ・1/2 市町村道の面積	—
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	自衛隊が使用する施設等の用に供する固定資産	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律	—	・7/10 対象資産の価格 ・3/10 対象資産の種類及び用途、当該市町村の財政状況等で按分	—